

平成30年

第3回美濃市議会定例会会議録

平成30年 6月 8日 開会

平成30年 6月28日 閉会

美 濃 市 議 会

平成30年第3回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	5
開会・開議の宣告	6
諸般の報告及び行政諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程	6
議案の説明	
議第40号・議第44号・議第49号(総務部長 北村道弘君)	7
議第41号・議第45号・議第46号・議第47号・議第48号(民生部長 篠田博史君)	9
議第42号(教育次長 澤村 浩君)	12
議第43号(産業振興部長 成瀬孝子君)	12
議案の上程	13
議案の説明	
議第50号(総務部長 北村道弘君)	13
休憩	14
再開	14
質疑	14
委員会付託省略(議第50号)	14
討論	14
議案の採決	14
休会期間の決定	14
散会の宣告	15
会議録署名議員	16
第 2 号 (6月21日)	
議事日程	17
本日の会議に付した事件	17

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
会議録署名議員の指名	19
議第40号から議第49号までと市政に対する一般質問	19
1 豊澤正信議員	19
1. 寄贈を受けた大滝文庫について	19
① 収蔵される蔵書の内容はどのようなものか。	
② 今後の文庫の活用方法はどのようなか。	
③ この文庫を全国に発信できないか。	
2 辻 文男議員	22
1. 商工振興に係る当市の支援について	22
① 「小口融資貸付制度」が、少なくとも平成22年から貸付実績がないことについて、どのように考えるか。	
② 事業所へのアピールはどのようにしているのか。	
③ 制度を利用する手続きについて煩雑すぎると考えるが、いかがか。	
④ 現在の予算の範囲を超えない程度の支援制度を考えることはできないか。	
2. 「農業生産基盤整備について」のその後について	28
① 概ね一年半経過した今、現在の「農業を考える会」の状況について、これまでの経緯はどのようなか。	
② 「農業を考える会」の今後はどのようなか。	
3. 日中活動系サービスの当市における動向と対応について	30
① 市内における就労継続支援（A型）事業所はどのようなか。	
② 市内に就労継続支援（A型）事務所を開設する計画はあるのか。また、状況はいかがか。	
③ 市内に就労継続支援（A型）事務所を開設したい事業者が相談できる窓口はどこか。また、障がい者計画をブレイクダウンした実施要領はできているのか。	
休憩	34
再開	34
3 永田知子議員	34
1. ひきこもりについて	34
① 美濃市小中学校児童生徒の10年間の不登校の状況はどのように推移しているのか。主な原因はどのようなか。また、不登校への対応と課題はどのようなか。	

②	保健センター、健康福祉課、社会福祉協議会、子ども相談センターなどに寄せられた「ひきこもり」に関する相談を含め、どの程度「ひきこもり」の実態把握をしているのか。また、対象者に対する支援はどのようなか。	
③	行政に求められるひきこもりに関する取り組みについて、どのように受け止められるか。	
2.	オオキンケイギクの防除について	40
①	外来生物法におけるオオキンケイギクの生態と、防除の必要性についてどのようなか。	
②	オオキンケイギクはどのように防除し、取り扱ったらよいのか。片付けまでの注意点はどのようなか。	
③	市民への周知を図り、防除したオオキンケイギクの収集袋をふれあいセンターに置くなど、活動を促す工夫はできないか。	
3.	公園の利用と管理、市民の願いについて	43
①	公園の長寿命化計画の対象はどのような公園か。また、これまでどのように管理されてきたのか。	
②	今後、その計画はどのような流れで策定され、活かされていくのか。	
③	小倉公園に対する市民の声を届ける窓口はどこか。そして、どのような対応が成されているのか。	
休憩		48
再開		48
4	山口育男議員	48
1.	小学校外国語教育の先行実施の状況について	48
①	小学校における外国語教育の4月からの取り組み状況はどのようなか。	
②	課題と今後の方針はどうか。	
5	古田 豊議員	51
1.	「美濃和紙用具ミュージアム ふくべ」の全体像について	51
①	展示総数はどれくらいか。また、展示できない資料があるのか。	
②	整備費用はいくらか。また、どのような補助制度を活用したのか。	
③	施設の使用料や管理方法はどのようなか。	
④	施設の目的である交流人口を増やすため、どのようにしていくのか。	
⑤	取り付け道路の整備をどのように考えているのか。	
2.	東海環状自動車道西回り区間と県道「岐阜・美濃線」の4車線化及び（仮称）池尻・笠神工業団地の計画の進捗状況について	55
①	東海環状自動車道の西回り区間はいつごろ完成するのか。	
②	県道「岐阜・美濃線」の4車線化はいつ頃完成するのか。	
③	（仮称）池尻・笠神工業団地の進捗状況はどのようなか。	

④ 山崎大橋の4車線化の見通しはどのようなか。	
3. 新婚世帯へのアパートの家賃補助と新築住宅への補助について	59
① 現在実施しているアパート入居者への家賃補助の状況について、どのようなか。	
② 家賃補助利用者の意見はどのようなか。	
③ 今後においては、美濃市に住宅を建設した人に住宅取得の補助金を支給できないか。	
休憩	61
再開	62
6 梅村栄一議員	62
1. シニアクラブの活性化について	62
① シニアクラブはどのような活動を行う組織か。また、行政が期待するものは何か。	
② 市全体及び市内各地域ごとのシニアクラブの数、加入者数並びに加入率の推移はどのようなか。	
③ 加入率が減少してきた原因や課題についての原因を調査したデータ等はあるのか。	
④ シニアクラブの活性化対策について、今後、どのように取り組んでいくのか。	
⑤ シニアクラブの活動に市の行政バスを活用できないか。	
2. シルバー人材センターの活性化について	67
① シルバー人材センターの事業はどのように区分されるのか。	
② 区分事業ごとの業務件数と会員数の推移はどのようなか。	
③ 今後、シルバー人材センターの活性化対策をどのように進めるのか。	
3. 梅山大学の活性化について	69
① 梅山大学の学生数の推移とクラブ活動の状況はどのようなか。	
② 市民に対する梅山大学の活動の周知はどのように実施されているのか。	
③ 今後、梅山大学の活性化をどのように進めるのか。	
4. 観光資源の掘り起しと再発見について	71
① 美濃市及び観光協会が外部に発信している観光情報媒体にはどのようなものがあるのか。また、発信している観光情報件数はどれほどか。	
② 現在、発信している情報量で十分か。	
③ 市内観光名所の掘り起しや再発見のために、写真コンテストを実施してはどうか。	
休憩	74
再開	74
7 古田秀文議員	74
1. 今後の観光事業の展開について	74

① 美濃市を訪れる観光客は何を求めていると考えるか。	
② 美濃市が目指す観光のグランドデザインはどのようなか。	
③ 交通アクセス等、インバウンドに対する課題解決はどのようなか。	
2. ICT教育について	80
① 現在の、小中学校でのデジタル機器の配置状況と、今後のICT教育に関する環境整備はどのようなか。	
② 小学校のプログラミング教育の考え方と今後の進め方はどのようなか。	
3. 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実について	82
① 地域における子どものスポーツの機会の場はどのようなか。	
② スポーツ少年団の加入率の推移と、団員確保につながる取り組みはどのようなか。	
4. 移住定住促進対策について	84
① 専従職員を配置したNPO法人美濃のすまいづくりの活動と成果はどのようなか。	
② 行政側の移住定住の取り組みの活動と成果はどのようなか。	
③ 三世代同居や近居に対する助成制度の事業化についてはどのようなか。	
委員会付託（議第40号から議第49号まで）	88
休会期間の決定	88
散会の宣告	88
会議録署名議員	89

第 3 号 （6月28日）

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	92
説明のため出席した者	92
職務のため出席した事務局職員	92
開議の宣告	93
会議録署名議員の指名	93
議案の上程	93
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君	93
民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君	93
委員長報告に対する質疑	94
討論	95

議案の採決	95
休憩	96
再開	96
議案の上程	96
議案の説明	
議第51号・議第52号・議第53号・議第54号（市長 武藤鉄弘君）	97
休憩	97
再開	97
質疑	97
委員会付託省略（議第51号から議第54号まで）	98
討論	98
議案の採決	98
閉会の宣告	98
市長挨拶	99
会議録署名議員	101
総務産業建設常任委員会審査報告書	102
民生教育常任委員会審査報告書	102

美濃市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成30年6月8日に平成30年第3回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成30年6月1日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1、平成30年度美濃市一般会計補正予算（第1号）
- 1、平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例について
- 1、美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例について
- 1、美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 1、市有財産の無償貸付について
- 1、工事請負契約の締結について

平成30年6月8日

平成30年第3回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 6 月 8 日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第40号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第41号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第42号 美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例について
- 第 6 議第43号 美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例について
- 第 7 議第44号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議第45号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第46号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第47号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第48号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第49号 市有財産の無償貸付について
- 第13 議第50号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

第 1 から第13までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君	税 務 課 長	西 部 芳 秀 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石 原 まさゑ
議会事務局書記	平 田 純 也		

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきに市議会正・副議長4年の議員及び永年勤続議員の表彰がありましたので、その伝達をさせていただきます。

正・副議長4年の議員として、佐藤好夫君、また勤続15年の議員として、太田照彦君、森福子が全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（市原義則君） それでは、全国市議会議長会、東海市議会議長会の表彰がございましたが、全国市議会議長会、正・副議長4年議員表彰の表彰状を佐藤議員、御受領をお願いします。

〔佐藤好夫議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（市原義則君） 次に、永年勤続議員表彰の受章者を代表いたしまして、太田議員、御受領お願いいたします。

〔太田照彦議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（市原義則君） ここで、議会を代表して副議長から祝辞を申し上げます。

○副議長（岡部忠敏君） おはようございます。

議会を代表しまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま佐藤議員におかれましては、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の正・副議長4年の議員表彰、そして森議員、太田議員におかれましては、永年勤続議員表彰の栄に浴されました。心からお祝い申し上げます。

3名の議員の方々には、長きにわたり地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために各般にわたり多大なる貢献を賜りました。

また、議会におきましても、円滑なる議会運営のために、何かと御尽力を賜りましたことに対しまして、心から敬意を表するものでございます。

美濃市政にとりましては、いろいろな課題が山積しております重要な時期であります、佐藤議員、森議員、そして太田議員には、今後とも健康に十分御留意いただきまして、諸問題解決のためにさらなる御活躍をお祈り申し上げます。

最後に、このたびの受章に当たりまして、心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにめでとうございました。

○議会事務局長（市原義則君） 次に、市長から御祝辞をいただきます。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

ただいま表彰を受けられました佐藤好夫議員、森福子議員、太田照彦議員、まことにめでとうございました。

このたびの表彰は、議長あるいは議員として長年にわたり市政の発展、振興、市民福祉の向上に御尽力いただいたということが評価されたものと、心から深く感謝を申し上げます。

現在、美濃市を取り巻く環境は、御承知のとおり人口の減少、少子・超高齢化社会の中で市民の行政への期待はますます増大し、財政的には大変厳しい状況が続いている、こんな状

況でございます。とりわけバブル経済崩壊後の経済の低迷、政治の混乱、社会保障の増大、インフラ整備の立ちおくれなど多くの行政課題が山積する中にありまして、これを克服するため多大なる御協力、御支援をいただき、本市といたしましてはよい方向に向かっているのではないかと、こんなふうに思っています。

これもひとえに長年議員として、また議会のリーダーとして尽力されたたまものと改めて感謝を申し上げる次第でございます。

終わりに当たり、今後とも豊かな知識と経験を生かしながら、市政発展のために一層の御指導、御尽力を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はまことにおめでとうございました。

○**議会事務局長（市原義則君）** ここで、市議会正・副議長4年の議員表彰を受けられました佐藤議員から謝辞がございます。

○**13番（佐藤好夫君）** 皆さん、おはようございます。

一言お礼の御挨拶を申し上げます。

ただいまは全国市議会議長会、東海市議会議長会から、正・副議長4年の議員表彰をいただきました。

こうして表彰を受けられましたことが、長年にわたり皆様方の温かい御指導と御支援によるものと心から厚く感謝を申し上げます。

また、ただいまは武藤市長、岡部副議長から身に余るお言葉をいただき、高い席からではございますが、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この受章を契機に、今後とも美濃市政発展のため一生懸命努力する覚悟でございますので、どうか皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○**議会事務局長（市原義則君）** 次に、永年勤続議員表彰の受賞者を代表いたしまして、太田議員から謝辞がございます。

○**10番（太田照彦君）** 改めて、おはようございます。

2名を代表いたしまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

きょう、こうやって表彰を受けられましたのも、議員各位並びに関係各位のおかげと深く感謝申し上げます。

ただいまは市長さんはじめ副議長さん、本当に温かいお言葉ありがとうございました。2人、今後ともこの受章を契機に、より一層福祉向上、そして地方自治発展のために頑張っていく所存でございます。

今後とも、皆様には、今まで以上の御指導・御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたしまして、お礼の言葉といたします。本日はまことにありがとうございました。

○**議長（森 福子君）** これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

○**議長（森 福子君）** 本日は、平成30年第3回美濃市議会定例会が招集されましたところ、

御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（森 福子君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成30年第3回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろより市政進展のため、議員活動に御尽力いただいていることに対しまして、感謝と敬意を申し上げたいと思います。

さて、先月23日には、雨の中ではありますが、国内最大級の国際自転車ロードレース「第21回ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が開催されたところであります。議員各位をはじめコース沿線自治会の皆様、多くの市民ボランティアの皆様、スポンサーの皆様、そして大会関係者の皆様には多大な御協力を賜り、大会を無事成功裏に終えることができました。厚くお礼を申し上げます。

また、ゴールデンウイーク後は、各種事業が本格的に動き出したところであります。重点項目の一つであります健康の見える化事業である「からだ改善プロジェクト」につきましては、76名の方に申し込みいただきました。市民の皆様の健康への関心の高さを実感したところでございます。6月16日から健康モニターとして健康診断、体力測定を行い、運動あるいは食事などの健康プログラムに取り組んでいただくこととしています。

さらには、地方創生交付金を活用した「みの木工工房FUKUBE」並びに「美濃和紙用具ミュージアムふくべ」のオープンも近づいてまいりました。木工工房では、美濃市産の木材を活用し、木のおもちゃなどを企画・製作し、販売まで行うこととしています。あわせて子供たちに、ものづくりのおもしろさ、木のぬくもりを感じ豊かな心の醸成、こういったものにもつなげていきたいと思っております。美濃和紙用具ミュージアムにつきましては、市民の協力で収集してまいりました美濃和紙の生産に使われた用具類や民具類等を展示し、伝統文化・技術を後世に残すとともに、歴史文化の学習としても活用を図ってまいりたいと考えております。

このほか、立ち寄り型観光から体験・滞在型観光への取り組みとして、旧松久邸や旧須田邸などの古民家を改修し、民間活力により宿泊施設あるいはにぎわいの創出施設などを実施していくこととしています。あわせて道の駅にホテルの誘致にも取り組んでまいります。

少しずつではありますが、地方創生の芽が出始めたと感じております。今後とも、多くの皆様と知恵を出しながら美濃市の未来に向けて取り組んでまいりたいと思います。

さて、本日の定例会に審議をお願いしたのは、補正予算が2件、条例の制定及び改正が7件、その他が2件の合計11件でございます。議案の内容につきましては、後ほど担当部長から御説明を申し上げますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、議会や市民の皆さんの一層の御理解と御協力により、限られた財源の中で未来に向けて市民の最大の幸福と明るい希望が持てる笑顔あふれる元気な美濃市づくりを進めてまいります。議員各位を初め市民の皆様のさらなる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

開会・開議の宣告

○議長（森 福子君） ただいまから平成30年第3回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。暑い折ですので、上着は適時お脱ぎください。

開会 午前10時16分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（森 福子君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第3号、地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越計算書の報告、報第4号、地方自治法第243条の3第2項の規定による美濃市土地開発公社の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（森 福子君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、13番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（森 福子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から6月28日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から6月28日までの21日間と決定いたしました。

第3 議第40号から第12 議第49号まで（提案説明）

○議長（森 福子君） 日程第3、議第40号から日程第12、議第49号までの10案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、議第40号、議第44号、議第49号の3案件について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第40号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,349万8,000円を増額して、補正後の予算の総額を94億2,949万8,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、5ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」につきましては、橋梁長寿命化修繕事業の限度額を増額するものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして歳入もあわせて御説明いたしますので、6ページをごらんください。

2款 総務費は、1,026万2,000円を増額し、10億593万9,000円とするもので、内訳は、財産管理事務経費596万2,000円は公共施設個別施設計画策定に係る経費で、財源は一般財源でございます。次に、コミュニティ助成事業の430万円で、財源は全額その他の諸収入で、自治総合センターからの助成金でございます。

3款 民生費は、262万5,000円を増額し、29億3,563万6,000円とするもので、内訳は、生活保護事務経費262万5,000円は生活保護システム改修に係る経費で、財源は国庫支出金が131万2,000円、一般財源が131万3,000円でございます。

8款 土木費は、2,061万1,000円を増額し、18億85万1,000円とするもので、内訳は、未登記処理測量委託経費224万7,000円、橋梁長寿命化修繕事業1,836万4,000円で、財源は、国庫支出金700万円、地方債520万円、一般財源841万1,000円でございます。

以上、今回の補正総額は3,349万8,000円で、財源内訳は、国庫支出金831万2,000円、地方債520万円、その他430万円は諸収入、一般財源1,568万6,000円は繰越金でございます。

7ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第40号の説明を終わります。

続きまして、議第44号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では25ページから39ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の4ページをお開きください。

今回の条例改正の趣旨は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布された

ことに伴い、税条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正の主な内容につきまして、1点目は市民税の見直しで、所得税と同様に個人市民税の所得控除と非課税措置等の見直しを図り、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うものでございます。また、基礎控除の見直しにより、控除額が逡減、消失する仕組みも導入するものでございます。また、法人市民税では資本金が1億円を超える大法人の電子申告を義務化するものでございます。

2点目は、たばこ税に関する規定の改正で、加熱式たばこ、いわゆる電子たばこについて、国のたばこ税と同様、製造たばことみなし、紙巻きたばこに換算する課税方式の見直しを実施するもので、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものでございます。また、たばこ税の税率も平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。

3点目は、固定資産税の特例措置、わがまち特例の追加で、中小企業が生産性向上特別措置法の規定により、市の認定を受けた計画に従って導入する先端設備等に係る固定資産税について、3年間の時限的な特例措置として条例において定める課税割合をゼロとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、5ページ以降の条例新旧対照表の新的下線部分をごらんください。なお、文言整理あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

5ページの第1条関係、美濃市税条例の一部改正につきまして、5ページからの第24条、個人の市民税の非課税の範囲、6ページからの第32条の3、所得控除及び7ページからの第33条の3、調整控除、第47条、法人の市民税の申告納付の改正につきましては、障がい者等の個人の市民税の非課税の範囲を「125万」から「135万」に引き上げるもの、給与所得控除、公的年金控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除は一律10万円引き上げられるもの、合計所得が2,500万円を超える場合にはゼロとなるもの、大法人に電子申告を義務化するものでございます。

8ページからの第91条、製造たばこの区分、9ページからの第92条の2、製造たばことみなす場合、10ページからの第93条、たばこ税の課税標準、12ページの第94条、たばこ税の税率の改正につきましては、製造たばこの区分を分類し、加熱式たばこを製造たばことみなす場合の規定を定め、加熱式たばこのたばこ葉が詰められているスティックやカプセルの重量1グラムを紙巻きたばこの1本に換算する換算式の見直しや、1,000本当たりのたばこ税の改正を行うものでございます。

13ページからの附則第8条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、生産性向上特別措置法の規定により市が作成した計画に基づいて行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税をゼロとするものでございます。

15ページの第2条関係、美濃市税条例の一部改正から16ページの第3条関係、17ページの第4条関係、18ページの第5条関係、20ページの第6条関係、美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、加熱式たばこの換算率を平成30年1月1日以降、1年ごとに5年

間で段階的に見直しを行い、商品による税率のばらつきを縮小するとともに、紙巻きたばこの税率も平成30年10月1日から3段階で、1本当たりの税率を国及び地方あわせてそれぞれ1円ずつ引き上げるものでございます。

次に、赤スタンプ1番に戻りまして、議案集の31ページをお開きください。

附則につきましては、第1条では施行期日について、個人市民税に関する文言改正につきましては平成31年1月1日、都市計画税に関する改正につきましては平成31年4月1日、法人市民税に関する改正につきましては平成32年4月1日、個人市民税の控除に関する改正につきましては平成33年1月1日、たばこ税に関する改正につきましては平成30年から平成34年にかけての毎年10月1日に施行するものです。

固定資産税の特例措置につきましては、生産性向上特別措置法の施行の日、またはこの条例の公布のいずれか遅い日、都市計画税の読みかえ規定に関する改正につきましては、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日、またはこの条例の公布のいずれか遅い日としております。

第2条につきましては、市民税に関する経過措置を、第3条から第9条につきましては、市たばこ税に関する経過措置等を、第10条につきましては固定資産税の特例措置に伴い、美濃市工場誘致条例の一部を改正しております。

以上で、議第44号の説明を終わります。

続きまして、議第49号 市有財産の無償貸付につきまして、御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の47ページをお開きください。

市有財産の無償貸し付けにつきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決が必要となります。

貸付財産は旧松久良吉邸で、所在は美濃市宇本住町1912番1ほか、構造は木造瓦ぶき2階建ての居宅1棟、平家建ての居宅、浴室、便所の各1棟、土蔵づくり瓦ぶき2階建ての倉庫4棟で、延べ床面積は1,253.06平米でございます。

貸し付けの目的は、市有財産である歴史的建造物を民間活力によりその価値を損なうことなく再生し、歴史・文化を継承しつつ、観光産業の振興、地域のにぎわいの創生を図るための施設、主に宿泊施設としての利活用するためでございます。

貸し付けの相手方は、みのまちや株式会社、代表取締役 辻晃一。

貸付期間は契約の日から10年間としています。

以上で、議第40号、議第44号、議第49号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（森 福子君） 次に議第41号、議第45号、議第46号、議第47号、議第48号の5案件について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） それでは、議第41号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集の12ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、補正後の総額をそれぞれ21億6,242万5,000円とするものです。

14ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の6款 諸支出金は、500万円を増額するもので、平成29年度介護給付費交付金のうち、社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う償還金でございます。財源内訳は、その他財源で、全て繰越金です。

15ページの説明は省略させていただきます、議第41号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第45号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集40ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の23ページをお開きください。

改正の趣旨は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、代替保育に係る連携施設に関する規定及び食事の提供に関する規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容の1点目は、代替保育を提供する連携施設に係る規定の改正で、代替保育を提供する連携施設（保育園、幼稚園または認定こども園）の確保が著しく困難な場合、事業者の要件を定め、区分に応じた連携協力を行う者を確保することにより連携施設の確保にかえることができるとするものです。

議案説明資料の25ページの新旧対照表の第7条第2項をごらんください。

代替保育を提供する連携施設の確保が困難な場合、新たに代替保育ができる事業者の要件として、家庭的保育事業者と次項の連携協力を行う者との間で役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることの2点の要件を満たすと認めた事業者とし、同条第3項で、当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合は、小規模保育事業A型事業者等を行う者、事業実施場所において代替保育が提供される場合は、事業の規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者とするものです。

議案説明資料の23ページにお戻りください。

2点目は、食事の提供の特例のうち、搬入施設の規定の改正として、家庭的保育事業を家庭的保育者の居宅において行う場合に限り、他の保育所等から調理業務を受託している事業者のうち市が適当と認める事業者からの外部搬入による食事の提供を可能とするもので、第17条第2項第4号として加えるものです。

3点目は、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置の改正として、家庭的保育事業を家庭的保育者の居宅において行う場合に限り、自園調理により食事を提供する体制を確保する努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年と

するもので、附則第2条第2項として加えるものです。

その他文言の整理でございます。

附則では、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で、議第45号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第46号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集43ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の29ページをお開きください。

改正の趣旨は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の基礎資格の規定について所要の改正を行うものです。

改正内容は、学校教育法の規定により学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するもので、第10条第3項第4号で改めるものです。

2つ目として、放課後児童支援員の基礎資格の対象を拡大するもので、5年以上事業に従事した者であって市長が適当と認めたものを第10条第3項第10号として加えるものです。

附則では、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で、議第46号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第47号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集44ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の31ページをお開きください。

改正の趣旨は、介護保険法施行規則の改正により、介護員養成研修課程が介護職員初任者研修課程と生活援助従事者研修課程となったことに伴い、指定地域密着型サービス基準の一部を改正するものです。

主な改正内容は、指定地域密着型サービスの基準における訪問介護員等の資格に関する規定を改正するもので、介護員養成研修課程の修了者に関する規定を介護職員初任者研修課程に限定するもので、第7条第1項第1号及び第48条第1項に加えるものです。

また、認知症の定義となる介護保険法の条項の引用規定の改正により、第61条の9第1項第6号を改めるほか、文言の整理を行うものです。

附則では、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上で議第47号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第48号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集46ページと、赤スタンプ2の議案説明資料の36ページをお開きくだ

さい。

改正の趣旨は、介護保険法の改正により認知症に関する規定が改められたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービス基準における同法の引用規定を改めるもので、第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改めるものです。

附則では、この条例は公布の日から施行すると定めております。

これで議第48号の説明を終わらせていただきます。

以上で、民生部に関する議案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 次に議第42号について、教育委員会教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第42号 美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の17ページ、赤スタンプ2の議案説明資料の1ページをごらんください。

昨年度から片知生涯学習センターを改修し整備を進めてまいりました美濃和紙用具ミュージアムにつきまして、美濃和紙の用具や民俗資料等の展示、和紙用具類の製作技術等の研修、地域住民の学習や交流活動の場を創出することを目的に、当該施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、議案集の17ページから20ページで御説明申し上げます。

第1条、第2条で、条例制定の趣旨と施設の設置について規定しております。

第3条は、名称及び位置等について規定し、名称は美濃和紙用具ミュージアムふくべ、位置は美濃市片知813番地、施設は展示室のほか会議室、研修室、体育館を備え、18ページに行きますが、第4条で、開館時間及び休館日は規則で定めるとしております。

第5条から第7条は、展示室の観覧料について規定をしており、観覧料は20ページの別表1のとおり、高校生以上1人1回200円と定めております。

第8条から19ページの第13条は、会議室や研修室、体育館の利用の許可や制限、使用料等について規定しており、使用料につきましては、20ページ別表2のとおり定めております。

第14条、第15条で利用者の遵守義務、損害賠償について規定し、第16条は規則への委任について定めております。

附則第1項は、施行期日を平成30年7月1日とし、第2項では本施設の設置に伴い美濃市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例を一部改正し、片知生涯学習センターを廃止するものでございます。

以上で議第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 次に議第43号について、産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第43号 美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の21ページと赤スタンプ2番、条例の制定及び改正の概要の3ページをお開きください。

この条例は、長瀬地内にごございます旧下牧小学校の2階、3階の一部を活用し、木のものづくりにかかわる新商品開発の促進及び次の時代を担う人材育成の支援を行い、ものづくり活動を通し地域の活性化の推進を目的として、木のものづくり施設に整備をいたしましたので、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、制定内容について議案集で御説明いたします。

第1条及び第2条は、条例の制定の趣旨及び設置について定めるものでございます。

第3条から第5条は、名称及び位置、事業内容及び開館時間等を定め、名称を「みの木工工房FUKUBE」、位置を美濃市長瀬545番地、開館時間等について、午前9時から午後6時までと定め、休館日を水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日と定めるものでございます。

第6条から第9条は、施設の利用の許可、使用料等に関する規定をしており、使用料等について、24ページの別表に定めるものでございます。

第10条から第12条は、原状回復の義務、損害賠償及び施設の利用の制限等について定めるものでございます。

第13条は、この条例に関する委任事項でございます。

附則は、この条例の施行日を平成30年6月29日とするものでございます。

以上で議第43号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で、10案件の説明が終わりました。

第13 議第50号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 次に日程第13、議第50号について議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第50号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） それでは、議第50号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案集の48ページをお開きください。

美濃小学校大規模改造工事（第2期）に伴う請負契約につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札の方法により5月18日に入札を行いました。

落札候補者が決定いたしましたので、書類提出を求め審査を行いましたところ、適正と判断いたしましたので、5月24日付で西村・高瀬特定建設工事共同企業体と仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、契約の内容につきまして御説明させていただきます。

契約の目的は、美濃小学校大規模改造工事（第2期）でございます。

契約の方法は、事後審査型条件つき一般競争入札でございます。

契約の金額は、2億2,374万3,600円でございます。

契約の相手方は、西村・高瀬特定建設工事共同企業体で、代表構成員は、美濃市片知2716番地、株式会社西村工建、代表取締役 加藤公由、構成員は、美濃市松森1034番地4、高瀬建設株式会社、代表取締役 高瀬寿一でございます。

以上で議第50号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第50号について、原案に可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから6月20日までの12日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから6月20日までの12日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については6月11日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月21日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでした。

散会 午前10時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月8日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

平成30年6月21日

平成30年第3回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年 6 月 21 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第40号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 議第41号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第42号 美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例について
- 第 5 議第43号 美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例について
- 第 6 議第44号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 議第45号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第46号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第47号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第48号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第49号 市有財産の無償貸付について
- 第12 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第12までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長 武 藤 鉄 弘 君 副 市 長 柴 田 徳 美 君

教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	瀬 瀬 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君	市 民 生 活 課 長	村 井 和 仁 君
健 康 福 祉 課 長	永 田 幸 泰 君	産 業 課 長 (農 業 委 員 会 事 務 局 長)	佐 藤 裕 之 君
美 濃 和 紙 推 進 課 長	高 橋 保 雄 君	土 木 課 長	後 藤 幸 泰 君
都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	家 田 陽 介 君
教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	早 戸 智 也 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石 原 まさゑ
議会事務局書記	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議に先立ちまして、このたびの大阪府北部で発生しました地震により多数の方が被災されました。お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 豊澤正信君、2番 梅村辰郎君の両君を指名いたします。

第2 議第40号から第11 議第49号までと第12 市政に対する一般質問

○議長（森 福子君） 日程第2、議第40号から日程第11、議第49号までの10案件を一括して議題といたします。

日程第12、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に従い、一般質問、寄贈を受けた大滝文庫についてを産業振興部長に一問一答にてお尋ねをいたします。

大滝文庫とは、このたび美濃市在住の大滝國義氏より寄贈を受けた蔵書のことをいいます。大滝氏は美濃市に生まれ、家業の和紙業を受け継ぐ傍ら、美濃の和紙を広める活動をされており、和紙のパンフレット制作や「美濃紙を愛する会」を発足して講習会を催したり、和紙職人の写真集を出版されるなど幅広い活動をされてみえ、美濃和紙あかりアート展では、第13回大賞を受賞されています。その傍ら、和紙、紙に関するさまざまな本を収集されておられました。しかし、残念なことに昨年の11月に病気で亡くなりました。

私と大滝さんとのつき合いは、15年ほど前に私の自宅の隣に引っ越しをしてみえたことに始まります。市内の団地に家を所有してみえることを私は聞いておりましたので、大滝さんに「まちの中の家は細長く、窓が少ないので暗いですよ」と、このようなお話をしたところでございます。そうすると、「和紙業界に携わっていると、この和紙に関係した伝統の町並み、一番町、二番町のうちで住まいがどうしても欲しかった」と、こう言われました。

町内に住まわれるようになりますと、自治会の活動、お祭りの当本活動、そして組の組活動、そして近隣の旅行会にも参加してくださいました。特に印象に残っておりましたのは、

広報紙の配りものの際に、我々ですと一軒一軒輪ゴムでとめて配っておりますが、大滝さんの担当の年は、わざわざ短冊に切った和紙で帯どめがしてあったことを思い出します。

そして、今回の蔵書は、みずからが35年間かけて探し求めたコレクションで、和紙に関するありとあらゆる文献を網羅しており、生前、既に寄附を決められており、病床に伏せ、入院する寸前になっても、なお、和紙に関する者としてどんな専門家に見られても恥ずかしくないラインナップにしたいと、最後まで本の入手が続いたそうです。これで全国的にもトップに近い本が集められたのかなあと笑ってみえたそうです。

今回の寄贈された蔵書は和紙関係の専門書ばかりだとは思いますが、ここで、産業振興部長に質問をいたします。

収蔵される蔵書の内容はどのようなか、お聞かせください。お願いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 皆さん、おはようございます。

豊澤議員の御質問の寄贈を受けた大滝文庫についての1点目、蔵書の内容はどのようなものかについてお答えいたします。

今回寄贈を受けた蔵書は、日本の書籍が3,098冊、海外の書籍が418冊の計3,516冊であり、市としましては、紙の歴史・文化の維持継承に役立つこととして寄贈を受けたものでございます。

その内容につきましては、江戸時代に発刊され、各地の紙の名称や寸法、単位、取引先などが書かれた「新撰紙鑑」や日本全国の手すき和紙が張られ、紙の解説が書かれた「古今和紙譜」、また昨年出版された「生紙と紙糸」などがございます。中には絶版のものもありまして大変貴重なもので、日本でも有数の蔵書と思われま。

そして、地元の子供たちが和紙に興味を持つきっかけとなる入門書から、和紙職人が参考にできる見本帳、加工技術書、さらに和紙研究者が参考に使う専門書があり、幅広い世代、分野の方々に活用していただけるものでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 豊澤正信議員。

○1番（豊澤正信君） ありがとうございます。

今回、和紙の里会館で今開催の「大滝文庫和紙の世界」寄贈記念展というものを開催されております。早速私もそれを見てきました。

私が見に行ったのは初日ということで、たまたま入館されてみえた中に和紙の専門家の方がお見えになり、話を伺うことができました。中ほどに展示してありました柳宗悦「和紙の美」という本の前では、和紙の認識を変えたとても大切な1冊ですよと言われ、大滝氏自身もこの本の説明文の中に、全てに憧れの本だと述べてみえます。

そして、後半に展示してありました「Takeo Collection : Handmade Papers of the World」というサンプル帳の前では、この存在は知ってはいましたが、関係者の私でも初めて見ます。個人所有では日本一だろうと、こんなことを話され、寄贈された蔵書の貴重性が

ひしひしと伝わってきました。

この書籍を和紙の里会館の新たな魅力として文庫リストをつくり、インターネットで公開して貴重な本が閲覧できると全国の方々にアピールをしてほしい、興味を持っていただけるはずだというふうに思っております。そのためにも、全ての書籍にジャンル、時代などの仕分け作業をして1冊ごとの管理ができることが必須だと思います。

ここで、産業振興部長に質問をいたします。

この文庫を全国に発信できないか、お聞かせ願います。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○1番（豊澤正信君） 違うな。

○議長（森 福子君） 飛んでいます。このまま進めますか。

○1番（豊澤正信君） はい。お願いします。

○議長（森 福子君） じゃあ、今の質問に対して産業振興部長の成瀬孝子君に答弁をいただくということでもいいですか。

○1番（豊澤正信君） 申しわけありません。質問を言い直しさせていただきます。

それでは、申しわけありません。今の質問でお答えを願います。

○議長（森 福子君） はい。

それでは再度、産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） この文庫を全国に発信できないかについてお答えいたします。

先ほども申しましたが、紙に特化した蔵書としては日本では有数のものであり、また1冊しかないものもあると思います。蔵書リストの作成やホームページでの公開など、紙に関する研究は美濃市にあれば全て完結するようになるよう、国内外に向けて情報を発信してまいります。あわせて、機会を見て貴重な蔵書を展示する企画展も開催してまいります。

[1番議員挙手]

○議長（森 福子君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） ありがとうございます。

現在、美濃市は、岐阜県の全面的なバックアップのもと、美濃和紙伝承千年プロジェクトを推進しておりますけれども、その1,300年培われた手すき和紙技術を1,000年後に伝える。美濃和紙をテーマとした地域活性化を図るとあるように、今回、寄贈された蔵書は、この目標に対し格好の教育材料になり、大いに役立つのではないかと考えております。

そして、美濃市は、このたび徳川家康公の采配を復元しました。采配の弊紙の紙は、文献を参考にしてできる限り当時の同じものを忠実に再現したとありますが、参考にした文献こそが、今回、寄贈された書籍の中にあります。

文庫の活用方法を大滝氏の希望では、予約制で構わないのでぜひとも開館してほしい。貴重な本があるために取り扱いには細心の注意を払っていただき、閲覧時に監視していただけるのが望ましいと言ってみえました。

ここで、振興部長に質問です。

今後の文庫の活用方法はどのようなかお聞かせください。お願いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 今後の文庫の活用方法はどのようなかについてお答えいたします。

この蔵書は、個人の方が集められたものとしましては有数のものであり、ほかにはないものと思います。美濃市に訪れれば紙の全てがわかるよう、美濃和紙の里会館において収蔵し、研究者を初め和紙職人、紙に興味がある方に広く見ていただき、和紙について知っていただくなど、その活用を図ってまいります。

蔵書は、現段階では内容の精査ができておりませんが、1冊しか現存していないものもあると聞いております。今後、保管する書籍や図書室で手にとっていただける書籍など、調査・分類を行ってまいります。

貴重な書籍につきましては、収蔵庫に保管をして皆様にごらんになっていただけるよう展示も行い、そのほかの書籍については、会館の図書室において閲覧できるようにしてまいります。

〔1番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 1番 豊澤正信君。

○1番（豊澤正信君） ありがとうございます。

本美濃紙を中心とした美濃和紙の文化の中で、貴重な本が閲覧できるという日本唯一の文庫になり、和紙の里会館のもう一つの魅力につながればいいと思っています。そして最後に、市民に向けた勉強会などを、この著名な本を教科書にして開催したり、この中には世界的に有名な洋書、ダード・ハンターという書籍があるんだそうです。このあたりも和訳できれば市民も近くなれるというふうに思っています。ぜひとも和紙の里会館での大滝文庫の活用を期待しております。どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森 福子君） 次に、7番 辻文男君より一般質問に先立ち、資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） おはようございます。

私は発言通告に従いまして、一般質問3点を一問一答にて行います。

最初の質問は、商工振興に係る当市の支援について、産業振興部長に答弁を求めます。

今年度予算の審議は、去る3月定例会において可決承認され、現在は平成30年度予算として執行されています。美濃市内の事業者に対する商工振興支援としては、小口融資貸付経費、小規模企業設備資金利子補給経費、地域ふれあい商店支援事業、民間活力創生事業、中心市街地活性化総合支援事業補助経費などが予算計上されています。中でも小口融資貸付経費は予算規模が大きく重要な制度と考えますので、この制度に着目しました。

まず当市における商工業者の市税の状況を、平成17年度から経年変化について決算報告資

料から調査をしてみました。配付した資料の1は、当市における平成17年度から平成28年度決算までの市町村民税の推移をまとめ、グラフで示したものです。ちょっと細かいので見づらいと思いますが、流れというか、傾向がわかればいいかなというふうに思っておりますので、御参考にしてください。

平成20年のリーマンショック以来、景気の立て直しや動向については、やや回復基調という表現で推移しているようですが、美濃市の様子に置きかえて振り返ってみると、個人市民税は堅調に回復の様相を呈していますが、法人市民税は、均等割については順調な伸びを見せているものの、法人税割は上向きとは言えないように見受けられます。

こうした中で、市内の個人事業主や零細企業主の皆さんからは、経営の難しさ、資金繰りの大変さをよく聞きます。多額を要する設備投資などは、中・長期の経営戦略からしっかりした借入計画と返済計画に沿って進められるわけですが、短期の運転資金については、しょっちゅう頭を悩まされていると聞くことが多いです。

どのようにして資金調達をしているのかということをお聞きすると、商工会議所へ相談して資金調達制度を紹介してもらっているんやというふうに言われることが多いです。もちろん、銀行窓口での調達方法も利用しているんだというふうにも伺っております。

ことしの3月の定例議会で条例の改正が行われました美濃市小口融資条例と付随した美濃市小口融資条例施行規則を見てみますと、商工会議所のマル経融資、小規模事業者経営改善資金や岐阜県の一般資金、小規模企業資金など、ほぼ融資条件、返済要件が類似している制度があります。

毎年の当初予算では、7款 商工費、1項 商工費、2目 産業振興費の中に小口融資貸付経費として毎年同額の1,500万円が計上され、途中で減額修正が行われて、最終的には1,200万円が決算ということで行われています。

資料2を参照してください。

本年度は昨年度までとは異なり、1,600万円と100万円の増額計上をされておりました。この増額は、条例改正で貸付限度額が1,250万円から2,000万円に改正されたのを受けて預託金の額がふえたためだというふうに伺っています。

この小口融資貸付経費を私が議員になった平成23年9月の決算議会、つまり平成22年度の決算から検証してみますと、お手元の資料でわかると思いますが、平成25年度までは貸し付けは発生していないものの返済はありました。しかし、平成25年度に貸付残高がゼロになって以来、全く動きのない予算科目になっているのがわかると思います。

市内には、融資を受けたいと考える零細企業や個人事業主は、平成28年の岐阜県統計書、4. 事業所によりますと、規模別ゼロ人、もしくは1人から4人までの雇用者を抱えるところが多くあるのではないかと考えますが、その数は市内1,282業者のうちの実に923社、約72%に当たります。融資要件に適合する事業所は、これよりもさらに規模が大きな20人以下までとしておりますので、20人以上の90社を除いた1,192社、全体の93%が融資可能な会社ということになります。

先ほども述べましたが、中小・零細及び個人事業主の皆さんは、資金調達について商工会議所や岐阜県、あるいは銀行の制度を利用しているという話を耳にすることはありますが、美濃市の小口融資貸付制度を利用している人は、少なくとも平成22年からはどなたもお見えにならないということで、これは大変不思議なことではありません。

そこで、最初の質問になりますが、この小口融資貸付制度が少なくとも平成22年から貸し付けの実績がないことについて、どのように考えるのかを答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 辻議員の御質問の商工振興に係る当市の支援についての1点目、小口融資貸付制度の実績及び考え方についてお答えいたします。

本制度は、市内における従業員20人以下の小規模企業者の経営の安定に資するための制度であり、運転資金や設備資金を融資するものでございます。現在の貸付限度額は2,000万円、利率は0.8%となっております。この制度を活用するためには、信用保証協会が行っている小口零細企業保証制度に準じて信用保証を得ることが条件となっております。

平成18年度から本制度の貸付実績はございませんが、これは県の経営安定資金や小規模企業資金融資制度、商工会議所向けの日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度、産業経済振興センターの設備貸与制度などほかの制度が充実し、事業者はこれらの中から利率や保証料率などの比較により選択をして資金調達がされているものと考えます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

答弁によりますと、事業者が利率や保証料を比較検討してどこを選ぶかを決定して資金調達されているというふうに分析されておるんですが、ちなみに県の小規模企業資金融資制度、それから商工会議所の小規模事業者経営改善資金融資制度と美濃市の小口融資制度の貸付利率、保証料率はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、貸付利率だけでなく、保証料率を加味したことでお願いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 再質問の県、商工会議所、美濃市の制度の貸付利率、保証料率についてお答えいたします。

現在の県の融資制度の貸付利率は年0.8%、保証料率は0.5%から1.1%ですが、別途保証料の補給率はゼロ%から1.1%となっており、両方を含めた利率としましては、0.8%から1.9%の範囲の融資が受けられます。

商工会議所の融資制度の貸付利率は1.1%で、保証料はございません。当市の融資制度の貸付利率は年0.8%、保証料率は年0.5%から2.2%で、両方を含めた利率は1.3%から3%となっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 今、答弁がありましたように、やはり保証料率まで加味した利率で考えると、美濃市の利率が1.3%からということが一番高いということがわかりまして、やはり利用が進まない理由の一つだなあとということでその一端がうかがえたと思います。

次に、事業所へのアピールについて伺いたいと思います。

先ほども説明がありましたように、制度は準備はされていても、事業者の皆さんに十分に告知されていなかったり、制度の内容が理解されていない場合にも活用につながらないと、こういうふうに思っておりますが、2番目の質問です。

事業所へのアピールはどのようにしているかについて答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の事業所への情報提供はどのようにしているかについてお答えいたします。

当市では、平成26年度から職員研修の一環として幹部職員が市内事業所に出向き、その折に会社の景況や制度の説明、市への要望などをお聞きしております。また、ホームページへの掲載により情報提供を行っております。

その他、商工会議所では会報誌やホームページの掲載、県においては融資制度説明会の開催など、他の機関と連携して市内の事業者への融資制度や補助支援制度など、情報提供に努めております。

また、平成28年からは岐阜県産業経済振興センターと連携し、月2回、みのビジネス相談窓口を開設し、経営に関する相談に対応しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

平成26年度から幹部職員の皆さんが事業所に出向いて制度の説明などを行って情報提供しているというふうな答弁をいただきました。各年度ごとに出向いて情報提供をした事業所の数、それとその事業所の規模はどのようでしたでしょうか。

また、平成28年度からは、月2回のビジネス相談窓口を開設して対応しているということの答弁をいただきましたが、その相談件数、訪問者数はどのようであったかを質問します。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 再質問の企業訪問の事業所数と規模及び相談窓口における相談件数と訪問者数についてお答えいたします。

当市の幹部職員の企業訪問につきましては、訪問先として各種製造業、商業、食品業、サービス業などさまざまな業種の中から選定し、訪問したところでございます。

その事業所数、従業員規模は、平成26年度では38社、従業員数が5名から約150名規模の事業所を、平成27年度は24社で、従業員数が2名から約50名規模の事業所を、平成28年度は16社で、従業員数が4名から約40名規模の事業所を、平成29年度は18社で、従業員数が3名

から200名規模の事業所をとなっております。

また、平成28年から平成29年度の2年間におけるビジネス相談窓口の相談件数は116件、訪問者数は145名となっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 平成26年度から昨年度までの4年間で106社を訪問されているという答弁。これは市内の1,280事業所の約8%になります。先ほど申しましたような融資対象の20人以下ということになるともっと少ないと思います。

また、ビジネス相談窓口への訪問は116件で、これも延べ事業所というふうに考えると約9%になると思います。

制度内容を知っていただくためには、効率が高いと思われる訪問して説明、アピールする、そういう機会としてはちょっと物足りないんじゃないかなという気がいたします。しかし、通常業務の合間を縫っての企業訪問ですから、多くを望むには無理があると思います。これからも企業訪問は重要戦略の一つとして、継続しながら効果的な広報活動につながる研究を期待して次の質問に移りたいと思います。

お手元の資料3をちょっと見ながら聞いていただけるといいと思います。

小口融資貸付制度については、美濃市ホームページで美濃市小口融資制度として紹介されています。お手元に配付しました資料は、ホームページで紹介されているそのままをコピーしたものですから、ごらんいただきながら聞いていただけるといいと思います。ちょっと字が小さくて、実際、ホームページを見ると、わあ、こんなの読むのは嫌やなあと思うぐらいの字の大きさです。そのあたりを実感していただければいいのかなあというふうに思っております。

制度概要としては、融資対象者は市内に店舗、工場、または事務所がある方。常時使用する従業員数が20人以下の会社で商業、サービス業を行う場合は5人以下及び個人で特定事業を行う方、市内で同一事業を1年以上行っていること。市税を完納していること。また、融資限度額は2,000万円以内で10万円単位であること。資金の用途としては運転資金または軽易な設備資金、貸付利率は年0.8%、返済方法は一括返済または均等の月賦返済、一括返済は6から12カ月以内、月賦返済は120カ月以内で運転資金の場合には60カ月以内。

また、申込時の必要書類として、決算書類（最近2年分）、個人情報利用目的及び第三者提供の同意書、3. 信用保証委託申込書、4. 市民税納税証明書、5. 信用保証委託申込書、6. 小口融資あっせん申し込み並びに追認保証に係る宣誓書、7番、印鑑証明書、8. 営業許可証の写し、9. 法人商業登記簿謄本、10. 定款、11. 市税完納証明書、12. 見積書、購入設備がわかるパンフレット等、これは設備資金の場合、13. 名寄せ帳の写し、一番最後には、審査会の結果により美濃市小口融資制度を利用できない場合がありますと赤字で書いてあります。読み上げるだけでも大変な書類等を準備して、挙げ句の果てに利用できない場合があると書かれています。

審査会については、美濃市小口融資条例の第7条によれば、産業振興部長を委員長に充てて商工会議所の役職員、市の職員、指定金融機関の役職員、学識経験者の中から市長が委嘱した委員で構成され、諮問に答申するものとされています。

仮に10万円の小口融資をお願いしたいときに、これだけの要件を満たすのにどれぐらいの時間を要するのでしょうか。これでは、ちょっと利用するという前向きな気持ちにはならないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、3番目の小さい質問になりますけれども、制度を利用する手続について、煩雑過ぎるのではないかなあというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 3点目の制度を利用する手続についてお答えいたします。

本制度は当市の小口融資条例に基づき、全国統一保証制度の対象である小口零細保証制度に準じ、岐阜県信用保証協会を活用して融資をあっせんするものでございます。小口融資といましても貸付限度額が2,000万円であり、また無担保の制度となっています。したがいまして、当該書類は企業の規模、業種などが対象か否か、返済能力の可否や事業内容及び将来性の適否など金融機関や保証協会の貸付判断に最低限必要な書類と考えております。

なお、数十万円程度の少額融資の場合におきましては、書類の作成に負担感があるように感じますので、一度金融機関や保証協会に確認し、書類の簡略化の可否についてお聞きしたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

ただいまの答弁にありましたように、貸付判断に最小限度必要な書類ということですが、確かに融資額上限の2,000万円の融資には妥当な手続だというふうには思います。しかし、十数万円程度の少額な融資を希望する事業者にとっては大きな負担になるという認識、これはお互いにあるんだなあということは理解いたしました。

答弁では、金融機関や保証協会に簡略化の可能性を確認したいということですので、可能であることが判明した折には、条例の改正に取り組みられるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 再質問の条例改正への取り組みについてお答えいたします。

現状の書類につきましては、融資並びに保証引き受けの可否判断に必要な書類であると考えていますので、市独自での改正は困難でございますが、金融機関や保証協会において可否判断のための書類に変更があった場合は、条例等の改正を含め、適切な対応を検討してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番(辻 文男君) 今までの質問及び答弁からは、美濃市で準備している小口融資制度は、全国統一保証制度の対象となる小口零細保証制度に準じ、岐阜県信用保証協会を活用して融資をあっせんするものなので、貸付利率や保証利率は独自設定が難しい制度であり、借りるための諸要件のハードルが下がれば、利用する事業者が出てくる可能性もあると考えられます。しかし、それでもアピールの方法や制度内容の理解が進まない場合には、この制度は見込み薄と言わざるを得ないと思います。

予算計上しても実施見込みがないのなら、いっその他の目的に転嫁した活用法を考えてみるのも一計だと思います。零細企業や個人事業者にとっていろんな用途において融資が得られる制度は、救済措置の一つとしてありがたく受け入れられるのではないのでしょうか。例えば利子補給を支援する制度などです。低金利の時代ですから、小口融資貸付経費よりも少額の予算で広く活用ができるのではないかというふうに考えたりもします。

最後、4番目の質問になりますが、現在の予算の範囲を超えない程度の救済のための支援制度を考えることはできないか、答弁をお願いします。

○議長(森 福子君) 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長(成瀬孝子君) 4点目の他の支援制度についてお答えいたします。

当該支援制度は、20人以下の市内小規模企業の経営の安定を図ることを目的とし、全国統一保証制度の対象、小口零細保証制度に準じた制度であることから、基本的なルールや制度は維持していくこととしております。

現在、市内企業から融資制度に関する要望、問い合わせはございませんが、今後、経済状況の変動などによっては、市内企業の設備投資の促進や産業の活性化を図るため、必要となった際には、支援制度の見直しや拡充、新設を考えていきたいと思っています。

[7番議員挙手]

○議長(森 福子君) 7番 辻文男君。

○7番(辻 文男君) これからの経済活動がどういうふうに進展していくかということは予想が難しいところではありますけれども、行政として有効に機能する施策に取り組んでいただくということで、市内の事業者の皆さんには働ける場の提供とともに、業績の実績を上げていただいて、法人市民税納付に貢献していただける、そういう元気な企業として事業に邁進していただきたいと願っています。

2番目の質問項目にも上げましたが、広報活動に力を入れていただきたいと切に願っています。広報に載せたから、ホームページに掲載してあるから、これは広報活動の手段を説明しているにすぎません。やはり予算化して取り組んでいる重要な施策である以上、活用されない場合の原因究明や活用につながる改善など、行政職の仕事として今後の取り組みに期待するとともに、また展開を注目し、見守っていくということをお伝えして最初の質問を終わりたいと思います。

それでは、大項目2番目の質問に移らせてもらいます。

農業生産基盤整備についてのその後ということについて、産業振興部長に答弁を求めます。

平成28年第5回定例会において、農業生産基盤整備についてを質問させていただきました。このときは、農水省が平成26年1月に出した人・農地プランの今後の進め方についての冒頭の記述にある「農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進んでいく中、人と農地の問題はないのか」の問いに対する当市の状況と対策について問うたものでした。

答弁では、農地中間管理事業の活用を図り、中濃就農応援隊の設立を契機として、岐阜県、農協、農業共済組合、市で組織する営農推進会議で農業団体の法人化、営農組合の組織化について検討を進めていくこと。農地利用最適化推進委員による農地パトロールや利用状況調査、意向調査を実施して、現地の実情把握とともに、耕作放棄地の発生防止に努めることなどの答弁をいただきました。

中でも、モデル的に地域を限定して「農業を考える会」を立ち上げて、耕作地の再生、後継者育成、これからの農業についての話し合いを進め、解決策を検討するという答弁には、農業を考える会に大きな期待が持てる事業と捉え、会の充実運営を求めています。

そこで、おおむね1年半経過した今、現在の農業を考える会の状況について、これまでの経緯はどのようにかについて答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の農業生産基盤整備についての1点目、農業を考える会の状況についてお答えいたします。

市では、平成28年12月に農業用地の適正な管理の推進を図るため、まずは耕作放棄地がふえている現状を踏まえ、モデル地域を限定し、耕作放棄地の再生について話し合い、解決策を考える目的で、農業を考える会を立ち上げることといたしました。

昨年4月から、市は岐阜県中濃農林事務所の協力を得て、美濃、洲原、牧谷、大矢田、藍見、中有知の市内6地区における耕作放棄地の実態調査を開始しました。その中でまとまった耕作放棄地のある大矢田地区をモデル地区として選定し、8月7日から岐阜県を初め、めぐみの農業協同組合、地区の農業委員さん、農地改良組合長さんなど、関係機関の方々を会員とした農業を考える会を設立したところでございます。

本会においては、モデル地区の耕作放棄地の再生について、その解決策の検討を重ね、10月に大矢田地内の遊休農地の集合地約1ヘクタールについて、耕作希望者をホームページにて募集し、その結果、サツマイモの栽培による6次産業化を目指す方が耕作をしていくことに決定いたしました。

ことし1月から当該農地の地権者の借地交渉を進め、4月に地権者全員の了承を得て遊休農地の再生に向けての事前準備を整えました。耕作される方は5月から遊休農地の開墾を始め、現在、サツマイモの苗を植栽し、収穫に向けて栽培が稼働したところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 耕作希望者を募集して、栽培作物を決定して、作付する耕作地を選定し、地権者の了解を得るというプロセスを経て、遊休農地を開墾し、サツマイモの苗を植栽

し、収穫を待つところまで進んでいるという答弁を聞いて、順調に進んでいるんだなあということであれしく思っております。会員の皆さんのやる気に期待をするところであります。

そこで、2番目の小さい質問になりますけれども、今後の活動についてはどのようなかについて答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 2点目の農業を考える会の今後はどのようなかについてお答えいたします。

現在、モデル地区においては、遊休農地の耕作を開始された方が、サツマイモの栽培が成功すれば耕作範囲を拡大したいとの意向を持ってみえますので、引き続き、農業を考える会で支援をしていくこととしております。

なお、モデル地区の耕作が成功した場合は、他の地域においても遊休農地の再生範囲を拡大していくよう支援をしております。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ちょうど僕も発言通告を出してちょっとたってからだったんですけど、大矢田地区の方から電話をいただきまして、農業を考える会の活動を知って参画したいなあというような電話をいただきました。

その方によると、大矢田地区の土地は石ころまじりの土壌が多いんで、昔からイモ類の栽培には大変適しているんだということでイモ類に定評があると。とてもおいしいイモができるんだよと。だから、いいところに着眼されたなというような評価するという電話でした。私は大変うれしく思いまして、これで恐らく成功するだろうというふうに思います。引き続き、農業を考える会がますます充実して遊休地の活用が進むように期待をして、この質問を終えたいと思います。

大項目3番目の質問に入ります。この質問には、民生部長に答弁を求めます。

本年3月に美濃市障がい者計画が策定されました。あわせて第5期美濃市障がい福祉計画、第1期美濃市障がい児福祉計画も策定され、本年3月、平成30年度を初年度として平成32年までの3カ年を計画期間としております。

この計画策定には、私も13名の策定委員の一人として障がい者団体の代表の立場で参画させていただきました。策定に当たっては、国際社会や国・県の動向、アンケート調査等の結果を踏まえ、現状での課題や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを検討して、施策立案時の充実に寄与できるようにまとめたものです。

アンケート調査では、美濃市在住の市民から無作為に100名、また美濃市在住の障がいがある方600名を対象として実施をして、一般調査は39%、障がい者調査は51.8%の回答をいただきました。

今までは各関係機関がそれぞれ必要に応じて行政と連携して相談者の支援に取り組んできましたが、今年度からは新たな取り組みとして、美濃市障がい者基幹相談支援センターが開

設され、総合的な相談から必要に応じ地域の相談機関との連携、専門相談機関へのつなぎ、困難事例への対応といった役割を担うことになりました。

よく耳にすることの一つに、障がいを持った子供の将来に対する不安というものがあります。自分が元気なうちは、何とか身の回りの世話を含めて衣食住の面倒は見ることができるけど、自分が高齢になったとき、あるいは自分がこの世に存在しなくなったときに自分の子は一体どうなっていくんやろうか。社会生活への対応や生活が成り立っていくんやろうかということがその不安の内容です。

そこで、今回の質問では、日中活動系サービスの動向から、これらの行政としての対応について考えてみたいと思います。

当該計画書では、日中活動系サービスの利用者実績について、就労継続支援A型のサービス利用者は、平成27年度、28年度、29年度、それぞれ月当たり16.2人、27.4人、31.3人であり、就労継続支援B型のサービス利用者は10.2人、9.1人、8.8人となっており、A型就労者については増加、B型就労者については減少するという傾向に向かっていることがわかります。

障がいを持つ者として働ける場所があるということはとてもありがたいことで、なおさら美濃市内で働けるといふ、市内という近場に働く場所があれば申し分ありません。先ほど紹介したアンケート調査の中にも、働くために必要な環境については、「障がいの程度に合った仕事であること」約30%、「周囲が障がいを理解してくれること」29%、「勤務する時間や日数が調整できること」22%、こういったものから見ても、就労継続支援事業所の存在を求めていることがうかがえると思います。

そこで、最初の質問ですが、現在、美濃市内における就労継続支援A型事業所はどのようなかについて答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の日中活動系サービスの当市における動向と対応についての1点目、市内における就労継続支援A型事業所についてお答えいたします。

障害者総合支援法における就労系障がい福祉サービスには、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の3つのサービスがあります。一般就労を希望する方には、できるだけ一般企業等の通常の事業所に就職していただけるよう支援を行っています。

まず就労移行支援は、就労を希望する障がい者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、適性に応じた職場開拓、就職後における職場定着に必要な支援を行うものです。

次に、就労継続支援A型は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対し、就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものです。

また、就労継続支援B型は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基

づく就労も困難である者に対して就労機会を提供し、必要な訓練や支援を行うものとなっています。

お尋ねの就労継続支援A型の事業所については、市内には生櫛の富士リネン株式会社美濃工場と俵町のヒロボー&マーボー美濃の2つの事業所があり、美濃市からの利用者は、富士リネン株式会社美濃工場では、2名の方がクリーニング工場での作業に、またヒロボー&マーボー美濃では、9名の方がホームページの作成やパソコンのデータ入力、箱折り等の作業に従事しておられます。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ただいまの答弁からは、美濃市内での就労者は11名であることがわかりました。調査結果では、平成29年度は月当たり31.3人の利用者があるということですから、20名強の方は市外で就労されているということになり、就労者の3分の1は美濃市内で、3分の2は市外へ働きに出ているということになります。

市内在住の就労継続支援サービスを受けようとする方にとって、就労継続支援事業所が近隣市町村にある場合には、通所するための移送手段にあわせて、出勤時には集合場所へ家族が送っていかなければならないことになり、作業が終わった後も指定場所へ迎えに行かなければならないなど、就労に伴う拘束時間が早朝から夕刻近くまで長時間になって、時間的な制約のために継続就労が困難になってしまいます。このような環境を考えると、できれば美濃市内に就労可能な事業所の開設が望まれるところです。

そこで、2番目の質問になりますけれども、市内に就労継続支援事業所を開設する計画はあるのでしょうか。また、現在の状況について答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、就労継続支援A型事業所を開設する計画等についてお答えいたします。

現在のところ、当市内において就労継続支援A型事業所の具体的な開設についての相談はございません。

なお、本市の障がい者計画においては、就労の場の確保ということも施策の一つとして取り入れていますので、市内にそういった相談があった場合は、積極的に支援をしてまいりたいと考えておりますし、機会があれば企業誘致の取り組みをしていきたいと思っております。それ以外でも一般の就労について、商工会議所を通じながら協力を求めていきたいと思っております。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 再質問をお願いします。

企業誘致への取り組みも視野に入れているという答弁でした。先ほども申しましたように、市外の事業所へ働きに行くということは、家族を初めとする周りの多くの方々の協力が必要

となることになりますから、市内に事業所があれば、障がいのある方はもちろんですが、周りの皆さんも本当に助かるわけです。こうした背景を鑑みて、積極的に誘致をするという考え方はありませんか。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 再質問の積極的に誘致をすることについてお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、進出について相談があった場合は積極的に支援を行っているところであります。なお、就労に対するニーズ調査は行っていないため、岐阜県身体障害者福祉協会美濃市支部の方々にも御協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

また、県の障がい者就業・生活支援センターの専任相談員と連携しながら取り組んでいきます。誘致するに当たっては、市としても支援、検討をしていくこととしています。

〔7番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） ニーズ調査が必要だということなので、私も美濃市の支部長としてそういった掘り起こしから、皆さんの希望をできるだけかなえてあげられるような、そういうデータ収集に努めたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

広報したから、窓口を設置したから待つ体制はでき上がっている。それで対応するんだというのは、余り積極的じゃないんじゃないかなあというふうには思います。各関係団体や相談支援に係る機関と連携しながら取り組むとのことですので、受け入れる用意があるということに関係団体や機関に告知するだけでも積極的な動きになると思っておりますので、そこに期待したいと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思っております。

これまでの質問と答弁におきまして、こうした就労継続支援の事業所の存在が必要であることは、障がいがある方も行政も共通した認識だというふうには思います。こうした背景から、美濃市に就労継続支援事業所を開設したいというような事業者が相談できる窓口はどこになるのでしょうか。また、障がい者計画をブレイクダウンした実施要領というものはできているのでしょうか、お答え願ひします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、就労継続支援A型事業所を開設したい事業者が相談できる窓口及び実施要領についてお答えします。

就労継続支援A型事業所を初め福祉施設を開設する場合に、事業者の相談を受ける窓口は市の健康福祉課であります。直近では、2年ほど前にヒロボー&マーボー美濃が市内に設立されたところですが、この場合は、最初に県の障害福祉課に相談され、その後、美濃市の健康福祉課に相談いただき、開設が実現した案件でございます。

なお、開設される場合には申請手続が必要でございまして、正式な提出窓口は岐阜県庁の障害福祉課となっております。また、従前から計画の個別施策に対する実施要領については作

成しておりませんが、さらに障がい者福祉行政を具体的に実施するため、計画の内容を精査する上で、必要なものについては、実施要領の作成を検討していきたいと思えます。

[7番議員挙手]

○議長（森 福子君） 7番 辻文男君。

○7番（辻 文男君） 美濃市障がい者計画の策定から、美濃市内に就労継続支援事業所の開設を支援できる仕組みに発展させたいという思いに前向きに対応していただけるという姿勢を打ち出していただけたことには、一つの前進だというふうに思っております。

障がいのある我が子を持つ親の抱える問題は、就労による収入を望むことのほかにも、日常生活の場をいかに確保するかということにもあります。例えば空き家をシェアハウスとして活用して、寮母さんに食事の世話をしていただけるような仕組みも望まれているところだと思います。こうしたように、支援する仕組みを構築して施策に展開していくという取り組みを提案するという事は、まだまだたくさんありますし、先進事例を学ぶ機会も多くあると思えます。

答弁いただいたように、具体的に実施する計画については、できるだけ早期に実施要領を作成していただいて、関係団体とともに充実した福祉行政へ取り組んでいただくということに期待して、私の一般質問を終わりたいと思えます。御清聴ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

発言通告に従いまして、一問一答形式により、次の3点の質問を行います。

1点目はひきこもりについて、2点目はオオキンケイギクの防除について、3点目は公園の利用と管理、市民の願いについてであります。

最初に1点目、ひきこもりについての1つ目。

ひきこもりというのは、特に最近、全国的な社会問題として広がりを見せております。美濃市においても例外ではありません。地域の集まりの話題に引きこもっている人の話が出るようになってきました。

以前は、知っていてもできるだけ避ける傾向が見られました。最近では、近所の知人宅の若者とか自分の子供や孫など、ともに子育てをしてきた経験から、親が高齢になったらどうなるのか、このままではよくない、何とかできないものかと心配しておられます。

内閣府の2017年6月13日付の子供・若者白書の公表結果から、推計約54万1,000人とその結果が出ております。理由としては、職場になじめない、不登校、就活の失敗、人間関係などが上げられています。実際にはもっと多いと言われております。

というのも、この調査は15歳から39歳を対象にしたもので、40歳以上は対象になっていないからです。人数は確定できないけれども、引きこもる人は以前にも存在していました。その原因は、曖昧でかつ複合的・個別的でもあり、実態を把握することは容易ではありません。非常にデリケートな側面を持つため、家にいるのだけれども顔を見ることがない。だからひきこもりだというふうに単純に形だけで判定はできません。当事者や親御さんの日々の思いはいかなるものか、想像をはるかに超える苦しみの連続であらうということを理解してかわらねばならない問題です。

さて、ひきこもりの理由として、小・中学校時代、不登校であったことも一因として上げられております。

成長期の児童・生徒は学校で遊びと学習、多様な活動を通して家族以外の自分と同じような仲間とのかかわりを体験的に学びます。楽しいはずの学びの場所へ行くことができない不登校と、年齢が進み、引きこもる状態とを比較した場合、不登校は、学校という場に限定されていることや義務教育の期間であるということで、本人、家族への対応も複雑化しております。

美濃市では、少人数指導体制とか個に応じた指導、心への寄り添いなど多様な対応がなされてきました。それによって不登校の状況から早期に抜け出すことができたり、あるいは成長できたりした人もいます。

一方、さまざまな取り組みによって対応してこられたにもかかわらず解決につながらず、課題として残されてきたこともあるのではないのでしょうか。

そこで、美濃市の小・中学校児童・生徒の10年間の不登校の状況はどのように推移しているか。主な原因はどのようなか。また、不登校への対応と課題はどのようなか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 皆様、おはようございます。

永田議員の御質問の1つ目、不登校の推移と原因、対応と課題についてお答えをいたします。

不登校とは、何らかの心理的・情緒的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者等を言います。この30日といいますのは、年間の合計日数であり、継続、断続を問いません。

本市における推移は、平成21年度が23名、22年度から24年度は16名から18名、25年度から28年度は12名から13名とほぼ横ばい状態でしたが、昨年度は24名となりました。

不登校の要因でございますが、子供によってさまざまです。また、一つに限定できるものではなく、精神的不安、仲間関係、コミュニケーション、学習への不適應、家庭環境の変化等、幾つもの要因から成る場合が多いと考えております。

不登校への対応としては、まず未然防止のために毎日の会話や行動の変化、日記の内容、

友達関係のトラブル、生活アンケート等から子供の内面をつかむことを大切にしております。教室に入りづらくなった児童・生徒には、保健室や相談室等で不安感の解消と心の安定を図るよう努めております。学級担任はもとより、養護教諭や管理職等でチームを組んで支援をしております。また、スクールカウンセラー、美濃市独自の心の相談員や特別支援員を配置し、よりきめ細やかな支援ができるよう努めております。

教室に行きづらくなった児童・生徒には、適応指導教室「ほほえみ教室」への通級を促しております。ここには専門の指導スタッフが2名おり、通ってくる子供に合った活動プログラムや学習プログラムを組み、学校復帰を目指した支援をしております。その結果、利用した児童・生徒の多くが学校復帰を果たしたり、卒業後の進路につなげたりしております。

しかしながら、多様化する家庭環境への支援、児童・生徒の心のケア等、より専門的な知識が必要なケースもあり、学校やほほえみ教室だけでは十分な対応ができないこともあります。

そこで、課題として取り組んでおりますことは、地域の組織や福祉機関、中濃厚生病院等の医療機関、東海学院大学等、大学との連携強化でございます。不登校傾向にある児童・生徒や保護者への支援をよりの確なものとし、成長を支えていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 年間の欠席日数が30日以上となっていることが教えていただいてわかりましたが、これ、学年をまたいで長期化すればするほど、不登校の子供の存在感というのは薄くならざるを得ません。そのために、担任を初め、職員や多くの専門スタッフが協力し、学校復帰、このことを目標にして個に応じた体制を充実させて取り組んでおられます。教育環境の充実重点を置く体制が、その後の本人の生き方に生かされる結果に結びついていることも示していただきました。先生方が復帰を目標にされるのは、安定した家庭という場から、友人や地域の人々がいるよその場に出て、無条件で自分の存在を認めてもらう第一の場所として学校があるからだと思います。

しかしながら、新たな対応を求められるケースも出てきたことは、現在の社会がいかにも目まぐるしく変化しているかを物語っています。子育ての目標は、子供が社会に出て自立することであり、社会の中で生きていける力をつけることです。自立を可能にする3つの柱があります。社会性と対人行動、自尊感情と自己敬愛、自己統制による心理的な安定、特に最近ではこのうちの自尊感情と自己敬愛、いわゆる自己肯定感が重要だと言われます。

高校の生徒を対象にしたアンケートで、自分は優秀だと思う自己評価では、アメリカの何と3分の1の結果なのであります。自己責任を問われる傾向が強くなった日本の社会の特徴と反映しております。学校が全てではなく、家庭や地域や他の機関との連携を通して解決を模索されている市教委の取り組みのさらなる成果を期待すると同時に、ありのままの自分でいいという自己肯定感を今以上に育まれることを希望・要望いたします。

2つ目の質問に移ります。

新聞で、岐阜県ひきこもり支援ガイドブックが紹介されました。これは悩める親御さんにとっては一筋の光となったはずです。県に照会し、市役所の窓口で手にすることができました。この刊行物によってわらをもつかむ思いの御家族は少なくないと思われます。

さて、この冊子を苦しんでいる当事者へどのようにして届けることができるのか、改めて考えさせられました。親御さんにしてみれば、できるだけ公にはしたくないという思いが強くあることが推察できるからです。

この冊子、相談先の紹介とか体験談など、ひきこもりと向き合う家族のエピソードが掲載されております。2016年6月にひきこもり専門相談窓口を開設した岐阜県が、保健所や市町村、NPO法人など64機関にアンケートを実施し、支援機関の相談先の紹介、このことの要望に応えたものです。

美濃市内の相談窓口はといいますと、社会福祉協議会などで3カ所、保健所、電話による24時間体制の相談窓口などが案内されております。中には、市外や県の施設へ直接連絡される方もあるはずです。

先ほども申しましたが、内閣府が行った2017年度のひきこもりの推定数は全国で54万1,000人となっていますが、この調査の対象年齢が15歳から39歳になっております。40歳から64歳までのひきこもりの数は調査されておられません。調査されにくいとも言われています。このままもし高齢化が進み、その先にあるのが8050問題の懸念です。既に今でも40代の子供を70代の親が面倒を見ている逆転現象も珍しくありません。今後の増加傾向に対して手だてを考えなければ、社会保障の新たな問題が出てくるであろうことは必至です。

さて、そこで2つ目の質問。

保健センター、健康福祉課、社会福祉協議会、子ども相談センターなどに寄せられたひきこもりに関する相談も含め、どの程度ひきこもりの実態を把握しているのか。また、対象者に対する支援はどのようなか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、ひきこもりの実態把握等についてお答えいたします。

ひきこもりについては、厚生労働省のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによると、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態と定義されております。

ひきこもりについては、その性質から実態の把握が困難ではありますが、美濃市におけるひきこもりの相談件数は、地域包括支援センターで平成29年度は7件、平成30年度は6月上旬までで4件の相談がありました。県ひきこもり地域支援センターへの相談については、件数が少ないとのことでその他の機関への相談はありませんでした。

地域包括支援センターへの相談は、初めはひきこもりとしての相談がなされたわけではなく、生活困窮や介護保険の相談を受ける中で、ひきこもりの子や孫が同居していることが判明したケースが多く、生活が困窮するまでは、ひきこもりが問題として表に出てこない傾向

が見られました。

また、支援としては家族とともに本人との話し合いの機会をつくり出すことから始まり、定期的に訪問または連絡をとりつつ、ハローワークと連携して就労につながる支援を行ったり、心身の状態に不安な要素がある場合には、医療機関につなげる支援を行っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 相談件数が7件、これは多くない相談件数ですが、きっかけが生活困窮ですとか、介護保険の相談であったことは予想どおりでした。7件の相談の実態から、ひきこもり期間は6カ月以上何年間なのか。また、そのきっかけはどんなことにあったのか。また、今年度の相談者は4名、6月までのことだと思いますが、前年度と重複した相談者なのかなど、手薄だった支援のこれからの対策を探る上で貴重な資料となるのではないのでしょうか。

また、これも内閣府2016年の調査結果ですが、ひきこもり年数では7年以上が34.7%、それから3年から5年の間の年数で28.6%と、あとは10%超ぐらいで余り高い割合ではなかったんですが、突出してこの7年以上ですとか、3年から5年というのが高い割合を示しております。

もう一つは、いつごろから引きこもったのかというような問いに対しては、20から24歳が34.7%、そして15歳から19歳までが30.6%と非常に高い数字を出しております。この統計から、中学校から大学までの学校を離れた後の年齢層においてひきこもり率は高く、個別の対応を丁寧に行う美濃市の姿勢は、ひきこもり問題に対するヒントを提示していると思います。

また、一度社会に出て引きこもっている人、中高年層に対する支援は、さきの若年層に比べて一層手薄になっております。ここに長期化・高齢化を招く大きな原因がありながら、その予防策が見つかっていません。長期化したひきこもりから抜け出すには容易ではない、そういうことが想像できます。

全国の取り組みから中高年の疾病など、直接的な原因が明らかな人は医療面から解決できます。しかし、自己責任の観点から自己存在感を否定し、生きる価値を見失って引きこもっている人が多くいるとなれば、解決策は単純ではありません。

内閣府が言うところのひきこもり親和群と呼ぶ人、実際に引きこもっている人の3倍近くいると言われております。この人たちは、引きこもる気持ちがわかるとか、自分も閉じこもりたいと思うときがある、そういう人のことだそうです。

長引くひきこもりで家族は疲れ果て、この家族を支える仕組みの整備も求められてきます。美濃市において、社協や福祉関係の諸機関と連携し、ひきこもり状態を防ぐ対策の検討をぜひ要望いたします。

質問の3つ目に入ります。

なぜ今日、ひきこもり現象がこのように全国的にあらわれてきたのでしょうか。その原因は本人の自己責任にあるわけではない。現代の社会病理現象として顕在化してきたのだと捉

えられております。

振り返れば、高度経済成長期から今日に至るまでの日本や世界の経済状況、労働システム、家庭、教育など、幾つかの分野での著しい変化というのは、大切な人間性を徐々に遠ざけてしまった。人も働く機械のように効率と利便性で整理され、そのはざままで育てられてきた子供たちは、努力によって報われることが困難になってしまいました。

こうした社会を背景にひきこもりの状態が明らかになれば、周囲の目を強く意識し、行動しにくい事態も発生していることが想像できます。表に出せない抑圧感は、本人や家族をさらに苦しめていきます。

安心して暮らせる美濃市を目指して、現実を確かな目で捉えることが大切です。どんな人も温かく見守られ、協力し合える人的環境の用意とか、当事者の理解と支援につながるパイプを行政サイドに示すことを求めます。

特にひきこもりの人がひきこもりから一歩外へ出られたら、その後の居場所づくりに公的な支援を送り、年代が近い年齢層の交流が十分図れる環境設定。幸いこのことについては、軽度の作業など、段階的に仕事とかかわることができる職種が美濃市には多くあると思います。ひきこもりから抜け出た人々に適した仕事、本人が意図する新しい仕事など、事業主との交渉を通して新しい労働力につなげることも可能ではないでしょうか。

そこで、行政に求められるひきこもりに関する取り組みについてどのように受けとめられるか、見解をお願いいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、行政に求められるひきこもりの取り組みについてお答えいたします。

ひきこもり状態にある方は、長期間社会参加の機会を失い、人とのコミュニケーションが不得手な方も多く、個別の状況に応じて社会参加や就労に向けた支援が必要であると考えられます。

また、精神的なことなど健康上の問題が考えられる方には、保健所や県精神保健福祉センター等の専門機関と連携しながら、できるだけ早期に医療機関へ受診できるような支援も必要になります。

市においては、今後の実態把握の方法、その対策については、庁内関係課や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などでさまざまな事情により生活に困っている方の相談も多くなっており、今後もこのような相談の機会を通じて情報収集に努め、支援を必要としている人を個別に把握していきたいと考えております。

また、ひきこもりの状態にあるのにもかかわらず深刻な課題にまで至っておらず、社会的な支援がまだ必要としていないと思っている方もあると考えられますが、その状態は御本人はもちろん、家族にとっても非常に苦しい状況であると考えられますので、早期相談につなげるために、ひきこもりに関する正しい理解の普及啓発にも努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 問題は相談できる体制をどうつくるかというところにあると思います。答弁いただきましたように、まずは情報収集、実態把握に尽きるわけです。そのためには、どうしても市民の理解を広く求めねばなりません。社会福祉協議会を中心に積極的に市民に向けての働きかけを推進していただければ、何らかの成果が得られると思います。

12月6日には人づくり文化課が、岐阜市の委託事業で社会的居場所づくりを展開されている中川健氏を招いて話を聞くという計画をしていらっしゃる。県内にある14の団体がネットワークし、ひきこもりからの脱却を目指して20年以上活動を続けてこられている方です。この方の経験から、行政が長期にわたる活動を担うということはとても難しい。生活支援や家族のケアなども行政につなげて解決するといった問題ではない。本人による存在価値の気づきこそが大切で、そこから何らかの社会的な価値に転換し、社会へつないでいくことが大切だと、このように発信されておられます。

要請があればいつでも出かける用意があることとか、中濃地域の相談拠点をつくることも視野に入れておられます。何かきっかけになりひきこもり状態になることは誰にも起こり得る可能性があることを前提に、美濃市の取り組みにさらに市民の力を加えて、家族や本人がその方たちの思いを声に出せる居場所づくりから始めることを強く要望し、1点目の質問を終わります。

続いて2点目、オオキンケイギクの防除について質問いたします。

まず1つ目です。

春、桜の季節になると道端には黄色の花が咲き乱れ、6ないし70センチほどの高さでゆらゆら揺れ動き、のどかな季節感を感じさせております。さて、この花こそ外来種のオオキンケイギクであったということは、とても意外でありました。

春、前は道端にわずか一株ぐらいしか咲いていなかったのが、翌年には何メートルも続いて咲いている光景も見られます。片や全然目にしない地域もあります。自然に咲いてごく当たり前に見かける花がとんでもない花だったということは驚きであります。外来種だと知っている人は、これによく似た花まで外来種だと決め込んで避ける人もいます。

動物においてはアライグマとかヌートリアが外来生物で、作物を食い荒らす害獣であることは広く知られております。ホテイアオイとか、四つ葉のクローバーのシロツメクサなどは既に外来種でありながら日本の全体系に入り込み、知らない間に日本に昔から生息していたかと思える種類もあると聞いています。

そこで、オオキンケイギクの生態と防除の必要性についてどのようなか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問のオオキンケイギクの防除についての1点目、オオキンケイギクの生態と防除の必要性についてお答えいたします。

環境省によりますと、オオキンケイギクは北アメリカ原産の多年生草本で高さは30センチから70センチ程度、温帯に分布し、5月から7月ごろにコスモスに似た黄色い花を咲かせま

す。明治中期に観賞用、緑化用として持ち込まれました。近年までは道路ののり面緑化等に大量に使用され、緑化用ポット苗としての生産、流通もありましたが、その強靱な性質のため、全国的に野生化し、河川敷や道路に大群落をつくり、在来生態系への影響が危惧されるようになってきました。

そこで、国では、平成18年にオオキンケイギクを特定外来生物法、正式名称、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の外来生物として指定し、在来植物の生態系を守るため、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入を規制しています。

また、岐阜県の本曾川でオオキンケイギク等の外来植物を選択的に除去したところ、カワラヨモギ、カワラマツバ、カワラサイコ等の河原に固有の在来種が回復したことから、在来植物の衰退の主要な原因の一つは外来植物の侵入であることが示され、環境省に報告されています。

以上のことから、国は、在来種の生態系を守るためにオオキンケイギクの防除が必要とし、チラシを作成するなど啓発を行っています。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 詳しい答弁をいただき、よくわかりました。古くは明治中期に観賞用として外国から持ち込まれ、のり面の緑化に大量に使用され、そうした時期を経て全国的に野生化し、今日在来の生態系の危惧が出てきた、そういう経緯がわかりました。

これからはT P P参加によって参加国の物流が活発になれば、知らないうちにこれに似たような結果も起こり得ることを予備知識として持つことも大切だと思いました。

国が特定外来生物法の外来生物として指定し、規制したことによって栽培が禁止、それを犯した個人や会社は最高懲役3年以下、300万円以下の罰金、企業等の場合は1億円以下の罰金を科すことには大変驚きました。指定を受けた対象物に対する関心を高めねばなりません。

今後は自分たちができる地道な防除活動を積み重ねることが市民に求められています。一人一人が意識を持ち、日本の自然の生態系を守っていかねばならないと思います。そのために、市にはいち早く情報を我々市民に届けていただき、そういったことを要望いたします。

2つ目の質問です。

5月23日は市内全域でクリーン作戦が展開されました。空き缶拾いや草刈り、道普請など各地域で自治会長を初め、役員の皆さんの計画に従い、環境美化活動が一斉に行われました。地域によって多少の温度差はありましたが、市民は協働して短時間で市内の各地域が清掃されました。子供から高齢者まで自分の力に応じた動きで活動し、地域づくりの気持ちにつながった方もあったに違いありません。

先ほど答弁にありました平成18年度、岐阜県では、そして続いてまた平成23年度に植物についてオオキンケイギクとアレチウリの分布調査を行っております。オオキンケイギクは県内全域で生息を拡大させ、飛騨市の富山県境まで達しているということを確認しております。

美濃市では、アライグマやヌートリアなど動物を中心に駆除が進んでいるようです。

そこで、広範囲の飛散を防ぐため、オオキンケイギクはどのように防除し取り扱ったらよいか。片づけまでの注意点はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、オオキンケイギクの防除の方法等についてお答えいたします。

オオキンケイギクは多年草であるため、2年目以降にはススキのように株立ち状になることが多く、刈り取っても次の年にまた生えてきます。また、花が満開のころには1花当たり約100粒の種ができますので、種の飛散も防ぐ必要があります。

これらのことから、防除の時期は、オオキンケイギクを確認しやすく種を持っていない花が咲き始めるころに根こそぎ抜き取ることがよいとされています。自宅に生えたオオキンケイギクを抜き取った場合は、土をよく払い、可燃ごみ袋に入れ、飛散しないように口をしっかりと縛って可燃ごみとしてごみステーションに出していただくようお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 草が刈ってあれば生息していてもわかりません。しかし、必ず翌年には生えてくる、そういうことを知っていく必要があります。有効な時期は花の開花時期の5月、根こそぎ抜き取る、いわゆる根絶やしをすること、これが防除の大事なポイントとわかりました。種を飛散させないことなどが、それに加えて大切であると理解しました。

ごみステーションに必ず出す。抜き取った後の放置は全く意味がないということをおかねばなりません。答弁による注意事項を再確認して防除活動を広げていきます。

さて、3つ目の質問に入ります。

オオキンケイギクについて、今後どのように対処していけば効果的な防除につながるのか、これが課題です。美濃市では日ごろの地域活動も活発に行われております。その力を活用して、まずは自分たちの地域から防除活動を継続させていけば成果が期待できそうです。

そこで、これを機会に市民への周知を図り、防除したオオキンケイギクの収集袋をふれあいセンターに置くなど活動を促す工夫はできないか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、市民への周知と活動を促す工夫についてお答えいたします。

現在、オオキンケイギクの防除の状況は、近隣市も含め、土地所有者の管理責任でお願いしたり、ボランティア活動に頼ったりしている状況です。幸い美濃市においては、永田議員が所属されている岐阜県退職公務員連盟美濃支部の皆さんが、数年来、春と秋の年2回、オオキンケイギクの防除活動を行っておられるとお聞きしております。市民の皆さんの活動により、オオキンケイギクを防除していただけることは大変ありがたく感謝しております。

市といたしましては、防除の必要性を広報掲載やパンフレット配布により周知するとともに

に、オオキンケイギクの防除を行う場合は、事前に市民生活課に御連絡をいただければ、ごみ袋の提供やごみの収集運搬、処分など、ボランティア活動を援助できる体制をとっていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 今回の一般質問に先立ちまして、私たち退公連の活動を知った市民の方々からの参加申し出を受けました。これは昨年、ある新聞社がその活動を掲載された、そのことも関係していると思われませんが、ここ何年か継続して行っております。その一つの成果でしょうかね。大変ありがたい申し出で連盟の会員の励みになりました。

場所は中有知地区の長良川の堤防及び河原で行っております。残念ながら、ことし当日は雨天のため中止となりまして現状確認で終わりました。申し出くださった方々も大変残念がられておられました。

また、秋には、県職員の方から植物について指導を受け、年間を通して少しでも成果が出せるように、日ごろから一人でもできる活動につなげていくつもりでおります。もともとこの活動といいますのは、長良川の清掃活動というところからスタートして、それがオオキンケイギク防除のところまで活動が発展しておるわけであります。

これからは市のほうでも多様な手段で情報発信して、市民のボランティア活動の推進を応援していただけますように要望いたします。

最後、3点目の質問に移ります。

3点目は、市内の公園利用と管理、市民の願いについての質問であります。

その1つ目、公園の長寿命化計画の対象はどのような公園か。これまでにどのように管理されてきたのかについて質問です。

私たちは日ごろ、市内の公園をいろいろな目的で利用しております。特に明治時代につくられた小倉公園はよく利用しております。公園に行くたびに懐かしい思い出を重ね、時を経ても変わらぬ愛着を持っている市民は多いと思います。世代を超えて思いを共有できる場所はそのそんなに多くあるものではありません。その意味では、市民の宝の場所と言えます。

年間を通して幼子を連れた若い母親、家族連れ、高齢者が集う場所でもあります。お花見やレクリエーションの場としても利用され、相変わらず貴重な市民の憩いの場所になっています。動物の姿を見ることができるのも魅力の一つです。市外から来た方が動物のいる公園はとても珍しい、ずうっと維持し続けてきた美濃市に落ちつきを感じるとまで言われてうらやましがられています。

平成26年度、健康福祉課によって作成された美濃市子育てガイドブックには、ざっと数えて市内全域で52カ所の公園とか関係施設が紹介されています。市内の地域ごと絵地図をつけ、初めての利用者にもわかりやすい案内書になっております。小倉公園は代表の一つとしてわかりますが、そのほかには、面積、配置された遊具、公園の場所、形状など、ちょっと見では単なる広場ではないかと思えるようなところも紹介されております。市内周辺の地域では、

集会所に併設されて、その広場には遊具が備えてあったり、あるいは幼児を連れた親子が休める場所、登校の集合場所になっていたりしています。そうした市内のいろいろな地域によっては、草引き、掃除など、これは自治会や児童の手で丁寧に管理されている地域もあります。

さて、今年度公園に関係した新規の事業として、当初予算に快適な生活環境の維持・保全の分類中、公園施設長寿命化計画の策定が出されました。予算は1,600万円が計上されています。公園の長寿命化計画とは一体どのような計画なのか。計画策定に先立ち、公園の長寿命化計画の対象はどのような公園か、またこれまでどのように管理されてきたのか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の1点目、長寿命化計画の対象はどのような公園か、またこれまでどのように管理されてきたかについてお答えします。

本市でいう公園は、市が設置・管理している公園と自治会等が設置・管理している公園等があります。市が設置・管理している公園の中には、都市公園法に基づき区域や面積等を定め、市が供用開始の告示を行った小倉公園、運動公園など16の都市公園があり、これらの公園が長寿命化計画の対象となります。

管理につきましては、地元の自治会や業者に草刈り、清掃の業務を委託しており、特に小倉公園については、嘱託職員2名を配置し、清掃、草刈り、動物の飼育等を行い、運動公園については、体育施設エリアをNPO法人うだつアップに管理業務を委託、遊具施設エリア等は、非常勤職員2名で清掃、草刈り等を行い、2カ所のトイレについては、シルバー人材センターに清掃業務を委託しております。また、遊具等につきましては、市民の皆様へ安全に使っていただくために、年2回の安全点検を専門業者に委託し、指摘箇所は速やかに修繕しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 公園という名がついていれば、どこも市が管理しているんだと思う一般市民は多いと思います。全体的には自治会が設置・管理する公園のほうが多くあるんだということがわかりました。

公園課という課を持たない美濃市では、都市公園法に基づく16の公園の管理は、嘱託職員2名、うだつアップクラブ、非常勤職員2名、シルバー人材センター、この4者に分散して任せ、管理されていることがわかりました。

特にこの時期、草の繁茂ですとか、公園を囲む周囲の低木、あるいは樹木の枝の成長が著しい時期であります。中には子供が集う遊び場として管理が十分とは言えない公園もありました。高齢者スポーツでよく使われている公園は手入れが行き届き、気持ちのよい状態です。この時期、私たち仲間が集まりまして、先ほどの子育て支援マップをもとにいろいろな公園めぐりをいたしました結果であります。その感想が今申し上げたところにあります。

ちなみに、平成28年の公園管理費用を見ますと、次のとおりになっております。小倉公園は商工費中の3目 観光費で910万4,000円、16の都市公園全体では、土木費中の5目 公園費として1,269万円、合計で2,179万4,000円になります。その前の年の費用もこれに近い額が使われてきております。

そこで再質問なのですが、年度末の事業評価には、適正な管理ができたとあります清掃、草刈りは、年間を通して一体どの程度行われているのか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 再質問の清掃、草刈りは、年間を通してどの程度行われたのかについてお答えします。

小倉公園、運動公園につきましては、職員等を配置しておりますので適宜行っており、業者に委託をしている公園については、年2回行っております。また、地元自治会に委託している公園につきましては、随時行っていただいております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 年間を通じて市民が利用する公園というのは、見た目では快適かどうかすぐに反応が出ます。時期に合わせて十分な手入れが無理な場合も出てきます。学校とか老人会などの市民サイドの協力体制で、自治会管理の公園のようにみんなの公園というそうしたイメージを広げていくことが大切ではないかなあとと思います。

2つ目の質問に入ります。

今後、その計画はどのような流れで策定され、生かされていくのかについてです。

本年度の新規事業は、都市公園として認定されている公園を対象にして長寿命化計画策定を進めることがわかりました。昨年の幼稚園・保育園のがやがや会議では、公園をつくってほしいという若い保護者からの声が上がっておりました。しかし、今回は新規に公園をつくるのではない、現存する都市公園に関する事業とされています。

都市公園は市街地にある公園のほかでは、藍川団地に3つ、松森地区に4つ、美濃テクノパークに2つ、もみじが丘に2つ、ショッピングセンターオークワ横の中央地区に1つ、そして神洞のほたるの里に1つ、このように位置しています。公園を望む若い世代は、どのような公園像を持っているのか。現存する公園では不十分なのか、その真意を探りたいものです。

今回の事業は、今後の公園管理にどのように生かされていくのか、期待や関心を集めております。公園がつくられた当初に比べて、人口減少、利用目的の変化などの関連づけなど、先を見据えた事業であってほしいものです。

ここで、今後その計画がどのような流れで策定され生かされていくのか、答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の2点目、長寿命化計画はどのような流れで策定され、生かされていくのかについてお答えします。

今回、当初予算で計上させていただいた公園施設の長寿命化計画は、計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や財政の平準化を図るために策定するものであります。

国の基準では、都市公園であれば計画の対象となりますが、本市は、供用開始されて10年以上経過した公園を対象とし、16公園のうち小倉公園、運動公園を初め13公園の計画を立てます。

計画策定に当たっては、国土交通省が示している公園長寿命化計画策定指針に基づき、各公園の遊具、建物、工作物等の施設を調査し、安全性や危険性についての判定を行い、整備計画を策定し、優先順位をつけて整備してまいります。

また、今年度この計画を立てることによって、例えば運動公園区域内にある体育館やテニスコートなど、既存の運動施設の修繕や改築に国の財政的支援を受けられることとなります。

整備の方法としては、塗装をすればよいもの、部材を交換すればよいもの、更新するもの、撤去するものなど、修繕等を行う内容、実施年度計画等を策定し、遊具、建物、工作物等、全体のライフサイクルコストの縮減と財政の平準化を図ってまいります。したがって、新たな公園をつくることについては、この計画の策定には入っておりません。

なお、策定しました長寿命化計画（案）につきましては、パブリックコメントを経た後、美濃市公園施設長寿命化計画となります。

〔4番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 答弁から将来的に無駄のない予算活用をしていくというこの趣旨については、そのとおりだと思いました。今後、土地区画整備が進めば新規の公園も造成しなければなりません。運動公園の運動施設についても、利用頻度に応じて改修や修繕が当然行わなければなりません。ライフサイクルコストの縮減と財政の平準化を基本に、実態調査、長寿命化計画（案）、パブリックコメントという一連の流れを通して、長寿命化計画が確定していく流れについても理解いたしました。

私たち市民は、パブリックコメントの期間中に計画の詳細を知り、計画案についての考えを述べることができる、その機会を待つことにします。

最後、3つ目の質問に入ります。

歴史も古く、象徴的な美濃市の小倉公園についてです。小倉公園に対する市民の声を届ける窓口はどこか、またその声に対してどのような対応がなされるのかについてです。

ここでよく公園を利用することから、愛着や関心が高い市民の発案で、先ほども申しましたが、市内にある公園の案内図を見ながら一緒に現状確認して回ってみました。公園は年間を通して管理されているのだろうということはわかっていますが、今のこの時期に公園を見て回り、それぞれの公園の実態を知ることができました。

中でも、都市公園に設定されている中では2番目に広い面積を持ち、公益性も高い小倉公園に対しては、特に動物、施設管理、そうしたトイレを初め周囲の環境整備などについて、

これまでもどうなっているのだろうといった疑問点もありましたが、今回、さらに明らかになってきたこともありました。

動物の飼育、管理の担当課はどこなのか、動物への配慮は十分か、小さい子が見て楽しいと感じ取れる動物の園舎の工夫はできないのだろうか、動物がいる珍しい公園として、今後より多く利用されるための工夫。例えば動物の説明書をつけるとか、愛称を求めるとか、動物参加の行事などの計画など無理なのだろうか、こういったいろいろな声を見て回った後の感想で出されてきました。

展望台への遊歩道の安心・安全確保ができる樹木の剪定とか、遊具、トイレなどの周辺部、環境整備の定期的目配りなど、現時点の状況をもとに出た市民の疑問であり、願いでもあります。市民の願いや声は長寿命化計画とも深くかかわります。そのために、このような小倉公園に対する市民の声を届ける窓口はどこか、そしてどのような対応がなされているのか、答弁願います。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の3点目、小倉公園に対する市民の声を届ける窓口はどこか。また、どのような対応がされているかについてお答えいたします。

小倉公園の管理につきましては、産業振興部美濃和紙推進課が担当しておりますので、小倉公園を含め、観光全般についての御要望や御質問は、当課にお届けいただければお聞きすることとしております。

なお、緊急を要するものや時間のかかるもの、財政負担の多いものもございまして、その都度検討してまいります。

小倉公園の利用者からいただいている御要望や御質問は、市長への提案や保育園保護者会などからいただいております。過去3年間ではウサギの飼い方に対する指摘や動物の種類をふやしてほしいとの要望、展望台のコンクリートの剥がれやさびなどの維持管理、遊具の更新やメンテナンスに対する要望がございまして。

ウサギの飼い方については、縄張り争いをしないように飼育小屋の区分けをし、子供たちが楽しく感じられるよう環境の改善をいたしました。また、展望台につきましては、方位盤や床タイルの剥がれなど適切な処理をし、周辺の木の枝を払いました。遊具の更新、メンテナンスにつきましては、毎年定期的に保守点検を行っており、修繕が必要な遊具につきましては、ペンキや潤滑油を塗るなど順次行い、安全・安心な管理に努めております。

最も多い要望は、桜の名所として桜の植栽と立木の伐採の要望がございまして。小倉山は緑地環境保全地域となっており、木や竹の伐採は原則禁止されています。危険な枯れ木や倒木、枯れ枝など最小限の伐採にとどめており、専門業者により行っています。また、区域内になる遊歩道については、年1回、春のお祭り前に下刈りを行っているところでございます。

桜の植栽につきましては、いろいろ実験を行っていますが、土質が赤土であることから、土壌改良しなければなかなか成長しません。これには膨大な費用が発生し、実施するのは極めて困難と考えます。

いずれにしても、自治体が運営する公園で小動物園を持っているのは、県下でもここだけでありますので、その特色を生かし、子供たちや子育て世代の方々が、安心・安全に楽しめる公園として維持管理に努めてまいります。

[4番議員挙手]

○議長（森 福子君） 4番 永田知子君。

○4番（永田知子君） 声を届ける窓口、これでよくわかりました。これまでの市民から届けられた声の紹介は、先ほど私が述べました声と重なる部分もあります。

市民は日ごろ思っている、きっかけがないとなかなか声を届けることができません。公園の持つ役割を今後も充実させていくためには、市民の声は大切です。その届け先、あるいは市長への提言・提案、こういったことは今も継続しているの、とよく聞かれますが、折に触れて市民向けに声を届けるシステム案内をしていただくようお願いいたします。

公園管理はいつも完璧とは言えません。なぜなら管理委託、あるいは数少ない嘱託職員の方が常駐されていたとしても、公園というものは大変広く限界があります。市民による市民のための市民の公園としていく工夫が必要かと思えます。

そこで、最後に市民ボランティアで簡単な草引きとか清掃活動への意欲の受け皿、例えば公園内に市民の声の案内板をつくるなど、市民同士が活動の交流ができるようなコーナーを設置し、現在の公園の機能をさらに広げていけるようないろいろな工夫を要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森 福子君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時12分

再開 午後1時00分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告書に従い、小学校外国語教育の先行実施の状況について、1点目として、小学校における外国語教育の本年4月からの取り組み状況はどのようなか、2点目に課題と今後の方針はどのようなかにつきまして、一括して教育長にお尋ねを申し上げます。

社会の急速なグローバル化が日に日に進む中、子供たちに、国際共通語でもある英語、文法的解釈、読解力だけではなく、読む、聞く、話す、書くなど耳から学ぶこと、外国語の背景にある文化に対する理解を深め、国際的理解を図ること、実際のコミュニケーションにおいて活用のできる生の英語力を身につけていくことは、大変重要なことであると考えております。また、子供たちが英語になれ親しみ、基礎的知識や技能を身につけ、コミュニケーション能力を高めていくことは、将来の可能性を広げていくためにも大変重要であり、大切なことであると、私自身、捉えているところであります。

一つの例を述べさせていただきますと、福岡県大牟田市では平成12年度から、小学校の全学年でコミュニケーションを図るための手段として、学級担任による英語活動に取り組んでおり、「英語は9割が気持ち」「子供たちが英語を使う場面をイメージしながら授業を行い、そして英語コミュニケーション教師になりましょう」ということを唱えられており、子供たちと向き合っておられます。

この大牟田市にある明治小学校では、本年5月より「NAO」と呼ばれるロボットを導入し、英語活動に、また英語教育に取り組んでいます。好きや嫌いを英語で表現する授業や、先ほど申し上げましたNAOが英語で好きだと言った色を当てるゲームなどを実施し、子供たちの興味・関心を損なわないようにしております。子供たちからは、「意味のわからないところもありますが、ロボットを使った授業はとてもおもしろい」「授業がおもしろくなってきた」というような大変高い評価を受けております。また、先生からも、「ネイティブな発音に近い英語を聞かされるメリットがあり、子供たちがそのロボットを見て、友達がふえたような感覚で学習している」「子供たちが前向きに興味を持ち、勉強している」と、先生方にも高評価を得ております。

さて、先ほどから出ておりますNAOでございますが、これはフランスで誕生した人型高性能ロボットで、身長は約58センチ、体重は4.3キロほどで、持ち運びもしやすく、値段は1体120万円ほどであります。できれば市でも購入してほしいという思いはあるんですが、購入していただきたいとはあえて申しません。子供たちと英語で接するコミュニケーションをとるさまざまな方法でも、ほかにあるのではないかというふうに思っておるところであります。まずは先生が、そして子供たちが興味・関心を持って、持続可能な授業体系をお願いしたいと思っております。

2020年（平成32年度）より次期学習指導要領が完全実施され、小学校中学年では、教科としての英語ではなく、外国語活動として年間35時間、これはおおよそ週1時間程度になりますが、高学年では、教科として年間70時間、週2時間程度の授業が行われることになっております。

美濃市では、2020年度の完全実施を待たず、今年度から先行実施に取り組んでおられます。そこで、2点について教育長にお尋ねをいたします。

まず最初に、本年4月より先行実施している外国語活動・外国語授業であります。まだまだ2カ月でございますので、検証結果を求めるほうが酷だとは思いますが、今現在の取り組み状況はどのようになっているのか。

また、2点目は、それをもっているような課題はあるのか。もしあるとすれば、どのような課題なのか。また、その課題を解消していくために、今後の方針はどのようになっているのか。

現時点で把握されている範囲内で結構でございますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 小学校における外国語教育の先行実施状況についての1点目、4月からの取り組み状況についてお答えいたします。

議員御指摘のように、子供たちが英語になれ親しみ、コミュニケーション能力を身につけていくことは、子供たちの将来の可能性にもつながる大切な力になると考えております。

そこで本市では、聞く、話す、読む、書くの基礎的な力を育て、実際のコミュニケーションで活用できる英語力を身につけること、外国の文化をより理解することを狙いとし、今年度より全ての小学校で先行実施を行っております。

実施に当たりましては、市の総合教育会議における議論を踏まえ、教職員で構成しております小学校外国語教育準備委員会による指導計画の作成、英語中核教員による指導方法の研修、教務主任会での授業時数の確保、英語指導助手の確保等の準備を進めてまいりました。

授業では、文部科学省から提供を受けております次期学習指導要領に対応したデジタル教材や補助教材、準備委員会が作成したり集めたりした授業に活用できるデジタル教材やフラッシュカード等を使用しております。また、英語指導助手を1名増員したことにより、担任との2人体制で授業を行うことができしております。授業の初めには、簡単な日常会話を英語で行うスモールトークを導入し、英語に興味を持ち、英語になれ親しむ態度を育てております。授業では、オールイングリッシュを目指しながら、学級担任と英語指導助手が連携して授業を行っております。

また、昨年度、35時間の外国語活動を経験してきた5・6年生と違い、3・4年生は五、六時間の英語活動の経験しかありませんので、指導計画どおりに授業を行うことが難しいことがわかってきております。中学年と高学年の差を埋め、外国語活動へのスムーズな移行を行っていくためにも、今年度、中学年に35時間の外国語活動を位置づけた意義は大きいと考えております。

続きまして、御質問の2点目、課題と今後の方針についてお答えいたします。

担任の指導力のさらなる向上と児童の外国語によるコミュニケーション力をつけることを課題とし、次の5つの方針を持って取り組んでまいります。

1つ目は、子供たちにとってネイティブな言語に触れることが極めて大切であると考え、英語を母国語とする指導助手の増員について、早急に対応してまいります。また、指導計画や1時間の学習展開の改善を進める外国語教育準備委員会や美濃市教育研究会英語部会に指導助手を加え、外国人の目から見た改善点を明確にしていきます。

2つ目は、昨年度、文部科学省の中央研修に派遣した英語中核教員の授業を公開し、実際の授業について学び、研修する機会を複数回設けます。また、この文部科学省の中央研修には、今年度も教員1名を派遣し、実践的な指導方法や指導内容を研修してもらいます。

3つ目は、美濃市教育研究所長が各校を訪問し、実際の外国語の授業を参観し、実施状況を見届けるとともに、授業への指導・助言を行ってまいります。

4つ目は、夏休み期間中の5週間、文部科学省が主催するグローバル化対応教員育成事業、国外大学プログラムに教員1名を派遣し、外国語教育のスキルアップを図ります。

5つ目は、県の小学校外国語科スタートアップ事業の指定を中有知小学校で受け、研究実践を進めてまいります。研究実践で明らかになったことを市内の小学校に広めていき、先生

方の指導力の向上に努めてまいります。

外国語科の完全実施までの2年間で効果的に使い、指導計画の改善、学習展開の見直し、より使いやすい教材や教具の開発等を行い、先生方の指導力の向上に努めるとともに、児童のコミュニケーション力を高めていきたいと考えております。

[12番議員挙手]

○議長（森 福子君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 御答弁ありがとうございます。

さまざまな方法でやっていかれるということで、とりあえずは安心をしております。

先ほどNAOと呼ばれるロボットの例を申し上げました。近隣市町では、山田市がソフトバンクグループからペッパーを購入じゃなくて賃貸で借りて、そういうのをまた2020年度から新たに導入されるプログラミング教育等々にも利用しながら、英語教育にも生かしていくというような方法もございます。

また、民生教育委員会では、金ヶ崎町のほうへ行って、ふだんから、先ほど教育長の答弁にありましたように、オールイングリッシュ、挨拶も全て英語からしようということで全校生徒が取り組んでおられるところも、私どもが視察をしたところでございますけれども、今後、こういったペッパー等、ロボット等のこともちょっと考えていただいて、できるならば、そういうのも含めながら、いろんな点でやっていただければ。

一番大事なことは、子供たちが嫌にならないという、子供たちに関心・興味を持続していただけるような方法で取り組んでいただければ非常にありがたいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森 福子君） 次に、9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 皆さん、こんにちは。

質問のお許しをいただきましたので、私は3点にわたって質問をさせていただきたいと思っております。一問一答で質問したいと思います。

まず最初に、美濃和紙用具ミュージアムふくべの全体像について、教育次長に質問します。

旧片知小学校を改造して、美濃和紙用具ミュージアムふくべを平成30年7月には完成させて、一般公開をされるということですが、1つ目の質問です。

市民の皆様から寄贈をいただいた美濃和紙の用具類や民具類が約5,000点あると聞いておりますが、どれぐらいの品数を展示されるのか、また展示できない資料があるのか、質問をいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 皆さん、こんにちは。

古田議員の美濃和紙用具ミュージアムふくべの全体像についての1つ目の質問、展示総数はどれぐらいか、また展示できない資料があるのかについてお答えをいたします。

市民の皆様から御寄贈いただいた美濃和紙用具類や民具類は、現在、約5,000点あり、美

濃和紙用具ミュージアムふくべには、このうち、江戸時代後期に製作された美濃判のす桁を初め、美濃和紙の用具類約400点、農具や漁労具、家具、調理用具などの民具類約300点、合計で約700点の貴重な民俗資料を展示する予定となっております。

現在、7月19日からの一般公開に向け、展示作業を進めており、展示総数に若干の増減は生じますが、展示できない残りの資料については、ミュージアムの3階に保管させていただき、必要に応じて入れかえをしたり、あるいは希望者への貸し出しをするなど、有効に活用していく予定となっております。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

2つ目の質問です。

この事業は、国から約3,000万円の補助金をいただいて、美濃市の約4,600万円の予算で、約7,700万円の事業費で改修をされる計画だったと思いますが、最終的な整備費用は幾らですか。また、どのような補助制度を活用したのか、質問をいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 整備費用は幾らか、またどのような補助制度を活用したのかについてお答えいたします。

美濃和紙用具ミュージアムの整備に当たりましては、国の地方創生交付金を活用しており、全体事業費は7,524万4,000円。内訳として、建物の改修に伴う工事費が6,105万7,000円、設計監理費が486万円、展示資料の搬入・設営費が300万円、展示用棚や机等の備品購入費や消耗品費が632万7,000円となっております。このうち、地方創生交付金は、工事費と展示・設営等に要した費用の約2分の1に当たる3,068万1,000円が交付されております。

地方創生交付金は、地方版総合戦略、いわゆる美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方が取り組む自主的・主体的な地域拠点づくりなど、先導的な施設整備に対して交付されるもので、今回は、和紙用具の展示、和紙用具後継者の研修、生涯学習や交流活動の場という3つの機能を持つ施設整備計画が、総合戦略の中的美濃和紙の伝承に寄与するものとして認定され、事業実施に至ったものでございます。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

3番目の質問です。

美濃市には、古田行三邸や美濃和紙の里会館もあります。さらに、美濃和紙用具ミュージアムふくべをつくって、しかも入館料をとるということですが、入館料は幾らですか。入館料を管理する管理人が必要になりますが、誰が管理をされますか。施設の使用料や管理方法はどのようですか、教育次長に質問をいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 施設の使用料や管理方法についてお答えをいたします。

美濃和紙用具ミュージアムにつきましては、本議会に美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例（案）を上程しており、施設の使用料などについて御審議をお願いしているところでございます。

美濃和紙用具ミュージアムには、美濃和紙の用具類等を展示する展示室、美濃和紙用具の製作技術を習得する研修室、生涯学習や交流活動等で使用する会議室や体育館を設けております。

展示室の観覧料は、1人1回につき200円で、中学生以下は無料、20人以上の団体の場合は150円としております。研修室の使用料は、月貸しで1カ月1万円。会議室と体育館は、従前までの片知生涯学習センターの使用料をそのまま適用しております。

施設管理につきましては、職員は常駐しませんが、受け付けや清掃等の日常管理業務は外部委託する予定となっております。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。

入館料をとって、お客さんに来ていただいて、交流人口の増加を図るということですが、それは無理です。それだけでは絶対にお客さんは来ませんので、展示するものを、大半を美濃和紙用具にするのではなくて、米や麦の生産用具や、繭や蚕や生糸の生産にかかわるものや、我々が子供のころに遊んだドジョウやメダカとりの様子や、家の中に農耕用の牛や馬を飼っていた状況、あるいは遺跡調査で発掘した土器など、あらゆるものを展示して、いろいろなニーズを持ったお客さんを楽しませていただきたいと思います。

また、動かないものを長時間眺めていると疲れますので、この際、映像で美濃市の自然の美しさも宣伝していただきたい。小さな画像では疲れますので、大スクリーンで、美濃市の山と緑の美しさや、長良川や板取川の水や自然の美しさ、ふくべの山に散在する巨岩の不思議さ、美濃橋とアユ釣りなど、都会から訪れた人たちの心が癒やされるような映像をぜひ見せていただきたいと思います。

また、片知地区は、年間1万人が訪れる県内でも有数のボルダリングができる山があるということでも有名です。これを生かさないと手はない。ぜひ冬場や雨降りの日や子供さんの遊び場として、またオリンピック競技にもなりますボルダリングですので、早急にこのミュージアムの中に屋内ボルダリング場をつくっていただきたい。そうすれば、交流人口がふえて、片知地区ににぎわいが戻ることも間違いなしですので、努力をしていただきたいと思います。

そこで、施設の目的である交流人口をふやすためにどのようにしていくのか、教育次長の答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 施設の目的である交流人口をふやすためどのようにしていくのかについてお答えいたします。

美濃和紙用具ミュージアムは、廃校を活用した小さな歴史観光交流拠点として位置づけ、その設置目的では交流人口の増加や地域活性化を掲げております。

ミュージアムの中心となる美濃和紙の用具類や民具類の展示は2階部分で行い、教室として使われていた3つの部屋と多目的ホールで、美濃和紙の用具類をはじめ、生活を支えた道具類、昭和の部屋の再現などといったテーマをそれぞれ設定し、展示をする予定となっております。ミュージアムを訪れた人が、これらの部屋をめぐりながら、地域の歴史や暮らしを実際に見て、さわって、肌で感じながら見学できるよう工夫をしていきます。特に昔の道具や生活の様子などは小学校の4年生の授業でも取り上げられており、見学に訪れる児童にとっては、教科書で見る写真やイラストではなく、実物を見て、実際に道具等を動かしたりして学ぶことができるため、子供たちの学びの場としても大いに活用していただけるものと考えております。

また、1階ロビーでは、ボルダリングや登山、川遊びなどで訪れる人が気軽に立ち寄られるよう、地域の皆様とも情報交換しながら、片知溪谷など地域の魅力発信ができる取り組みを検討してまいります。

議員御提案の映像での紹介は、地域資源を紹介する有効な手段の一つとして検討させていただくとともに、ボルダリングについては、体験などができる施設を早い時期に整備していきたいと考えております。

いずれにしても、美濃和紙用具ミュージアムふくべの整備を契機といたしまして、交流人口の増加が図られ、片知地区のにぎわいと地域の活性化が図られるよう、施設の運営に取り組んでいくこととしております。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

映像での紹介は、地域資源を紹介する有効な手段の一つとして検討するということですので、ボルダリング場についても早い時期に整備していきたいということでもありますので、大いに期待をしたいと思います。

この美濃和紙用具ミュージアムふくべが整備されることを契機として、ボルダリングのお客さんがふえたり、自然の美しさに魅了されて、この地区にバスが入ってくるようになって、交流人口がふえて、美濃市やこの地域がにぎわいであふれる日が早く来ることを期待したいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に5つ目の質問でございますが、これは建設部長に質問をしたいと思います。

せっかく美濃和紙用具ミュージアムをつくって、多くの皆さんに来ていただくことになって、バスなども来るようになると、取りつけ道路が大変狭いところがあるので、ぜひ拡幅していただきたい。地方の行政が一番にやることは、まずは大きな道路や公共施設ではなくて、地方の狭い道路の拡幅だと思います。道路が広がれば、その地域は発展していきますので、お願いをしておきます。建設部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の5点目、取りつけ道路の整備についてお答えします。

美濃和紙用具ミュージアムふくべへの来場者は、谷戸地区から片知本郷地区まで市道を通ることになりますが、この区間は2車線確保されていない箇所もあります。このうち、谷戸地区の約70メートル区間については、現在、道路を拡幅するため、保安林の解除を申請するなど、鋭意事業を進めておるところです。

また、取りつけ道路の一部について、議員御指摘のとおり、狭くなっている箇所があることは承知していますが、現在、グラウンド内において駐車場の整備を、グラウンド南側において駐車場の入り口を設ける工事を進めており、大型バスも駐車場に入ることが可能となります。この整備については、今月末には完成する予定でありますので、御理解願います。

なお、今後、交通量が著しく増加した場合は、交通に支障を来し、住民生活にも支障となる場合もありますので、こうした場合は、道路の拡幅も含め、適正な対策を考えてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 了解です。よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、大項目の2点目の質問に移りたいと思えます。

東海環状自動車道西回り区間の完成と、県道岐阜・美濃線の4車線化と、池尻・笠神工業団地の計画の進捗状況をお聞きします。

市長は、市長になったときに、池尻・笠神工業団地は、東海環状自動車道全線開通に間に合わせるようにするためには、すぐにでも全力で取り組む必要がある。それとあわせて計画しているのが、新大矢田トンネルの貫通と山崎大橋のかけかえ、4車線化で、こちらは工業団地へのアクセスをよくするために計画されていることもあり、3点セットになっていて、工業団地構想が頓挫すれば、大矢田トンネルや山崎大橋のかけかえも頓挫してしまいます。大矢田トンネルが新しく通れば、牧谷地区の皆さんは美濃インターまで10分で行けるようになり、買い物や通勤にとっても便利になります。この3点セットの事業を一、二年後に着工できるように進めていきたいということでありました。

池尻・笠神工業団地の造成と山崎大橋のかけかえ、4車線化は、笑顔あふれる元気な美濃市を実現する大切な政策の一つであるということでもあります。同感ではありますが、これに関連して4点ほど質問したいと思えます。

まず、1つ目の質問です。

東海環状自動車道の西回り区間の工事が着々と進んでいますが、この道路が完成しますと、美濃インターチェンジを中心にして美濃市が大きく発展していくと思われませんが、完成予定はいつになりますか。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の1点目、東海環状自動車道西回り区間はいつごろ完成す

るのかについてお答えします。

東海環状自動車道は、新東名高速道路との結節点である豊田東ジャンクションから新名神高速道路との結節点である新四日市ジャンクションまでの延長約160キロメートルの高規格幹線道路であり、このうち西回り区間は、関広見インターチェンジから新四日市ジャンクションまでの約77キロメートルです。

平成29年度末現在で開通している区間は、大垣西インターチェンジから養老インターチェンジ間及び東員インターチェンジから新四日市ジャンクション間の約10キロメートルです。

今後開通が見込まれる区間としては、平成30年度に（仮称）大安インターチェンジから東員インターチェンジ間の約6キロメートル、平成31年度に関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジ間及び（仮称）大野・神戸インターチェンジから大垣西インターチェンジ間の約16キロメートル、平成36年度に（仮称）高富インターチェンジから（仮称）大野・神戸インターチェンジ間及び（仮称）北勢インターチェンジから（仮称）大安インターチェンジ間の約27キロメートルとなっており、本市にとって重要な名神高速道路につながる養老ジャンクションまでの区間は、平成36年度までに開通予定であります。

しかしながら、現時点では、岐阜県と三重県の県境に当たる養老インターチェンジから（仮称）北勢インターチェンジ間、約18キロメートルの開通の見通しは示されておりません。

そのような中、昨年8月に東京で行われた東海環状自動車道の早期完成の実現を目的とした東海環状道路建設促進期成同盟会の総会に武藤市長が出席し、岐阜県知事、三重県知事や沿線首長、経済団体など約170名の方々とともに、東海環状自動車道の建設促進を求めていくことを確認したところでございます。

今後も、早期の全線開通に向け、同盟会活動等、あらゆる機会を捉え、国に要望してまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） よくわかりました。

続いて、2つ目の質問に入りたいと思います。

東海環状自動車道が全線開通すると、美濃インターチェンジ周辺の土地の需要がふえて、物流基地や商業施設や工場などの進出が考えられますが、取りつけ道路としての県道岐阜・美濃線については、生櫛地区については、土地区画整理事業において道路用地の確保をお願いしているということです。また、県道岐阜・美濃線の大矢田・極楽寺地区については、用地買収を進めているところだということですが、この県道岐阜・美濃線は、今でも朝晩の時間帯には大変混雑をして、周辺の住民の方からは苦情をいただくこともありますが、東海環状自動車道の全線開通に合わせて県道岐阜・美濃線の4車線化が完成するのかどうか、進捗状況をお伺いします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 議員御質問の2点目、県道岐阜・美濃線の4車線化の完成時期に

についてお答えします。

県道岐阜・美濃線の4車線化の計画区間は、中濃総合庁舎の前から大矢田の東端交差点までの区間、約2.2キロメートルであります。そのうち、現時点で用地買収が完了した区間は約1,130メートル、用地交渉中の区間は約1,070メートルであります。

山崎大橋から東側では、議員御指摘のとおり、生櫛土地区画整理事業の区域内で、道路用地の買収を進めていただいております。

山崎大橋から西側では、用地買収が完了したところから順次工事を進めていただいております、また用地交渉中の区間については、美濃土木事務所の委託を受け、市も用地買収に協力しながら進めているところです。

県にお聞きしたところ、まだ用地買収ができていない箇所があり、現時点で具体的な完成時期を申し上げるには至っていないとのお答えでした。

今後も、引き続き用地買収に協力するとともに、早期完成に向け、県に対し、強く要望してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） よくわかりました。

3番目の質問に入りたいと思います。

東海環状自動車道と県道岐阜・美濃線の4車線化とも密接に関連をしております（仮称）池尻・笠神工業団地の進捗状況について、困難な事態が起こっているのか、順調に進んでいるのか、進捗状況を産業振興部長にお聞きをします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の3点目の（仮称）池尻・笠神工業団地の進捗状況はどのようなについてお答えします。

（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画につきましては、平成29年9月の全員協議会で議員の皆様にご説明申し上げたところでございますが、現在、既存の計画を参考にしつつ、美濃市の行政区画内での新たな工業団地開発計画を検討しております。これに伴い、昨年度、農村地域産業導入実施計画書、いわゆる農産計画を策定したところでございます。

しかしながら、ことし1月に農村地域工業等導入促進法が改正され、岐阜県独自の農村地域産業導入基本計画の策定が必要となりました。当市の計画につきましては、この県の計画の策定後に認可することとなっていることから、現在は県の計画の早期の策定をお願いしているところでございます。

また、あわせて、当市の工業団地開発事業基本計画につきましても、今年度、策定することになっており、その結果を勘案しながら本事業の実施判断ができるよう進めております。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 再質問したいと思います。

ことし1月に農村地域産業導入基本計画の作成が必要になったということですが、農村地域産業導入基本計画とはどういうものなのか。また、美濃市の工業団地開発事業基本計画についても、どのようなものなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 再質問の農村地域産業導入基本計画及び美濃市工業団地開発事業基本計画についてお答えいたします。

農村地域産業導入基本計画とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいて、地域に工業団地開発などを導入する場合、農業振興と産業振興の均衡のとれた発展を目的とする計画でございます。その内容は、産業が導入された場合でも、農業従事者の就業機会の確保や農用地との利用調整などの目的や方針を定めることで、地域の農業従事者の所得の向上を図るために県が策定するものでございます。

また、市の工業団地開発事業基本計画は、農村地域産業導入実施計画に適合していることを条件として、開発面積や平場面積、開発に係る概算事業費、造成単価などを算出し、工業団地開発に係る総合的な計画を定めるものであり、最終的に事業実施の可否判断をするためのものでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） よく理解できました。大変ですが、努力して実現をしていただきたいと思えます。

続いて、4つ目の質問をしたいと思います。

以上お聞きをいたしました。山崎大橋を中心にして、東には関テクノハイランドがあり、西には美濃テクノパークがありますので、朝と夕方のラッシュ時間帯には大変車が混雑をして、渋滞に悩まされております。東海環状自動車道の全線開通も、もう間もなくであります。早くこの渋滞を解決するために、山崎大橋を4車線化するように今から強く県に働きかけていただかないと、大変なことになります。

見通しはあるのか、建設部長の答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の4点目、山崎大橋の4車線化の見通しについてお答えします。

山崎大橋の4車線化の着手時期につきまして、美濃土木事務所に確認したところ、現時点では未定とのことでした。

先ほども申しましたが、現在のところ、山崎大橋につながる両側道路の4車線化を進めており、早期に完成するよう鋭意努力をいただいているところです。

市としましては、まずは山崎大橋につながる両側道路の4車線化が早期に進むよう、引き続き用地買収に協力するとともに、両側道路の完成にあわせて山崎大橋も完成するよう、県に対し、強く要望してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[9 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） 了解しました。

続いて、大項目 3 点目の質問に入りたいと思います。

新婚世帯へのアパートの家賃補助と新築住宅への補助について、建設部長にお尋ねします。
1 つ目の質問です。

現在実施しているアパート入居者への家賃補助では、新婚世帯が美濃市のアパートに入居した場合は、月 1 万円の補助金を 2 年間に限り助成するという制度がありますが、この制度を利用した新婚夫婦は年度ごとに何組ずつあったか、教えていただきたいと思います。

また、この人たちは、2 年間を経て家賃補助がなくなっても美濃市に住み続けておられますか。この家賃補助の状況について、建設部長にお聞きをします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の 1 点目、家賃補助の状況についてお答えします。

この制度は、40 歳未満の若年新婚層の市内定着を促進し、活力あるまちづくりを図ることを目的として、家賃 4 万円以上の賃貸住宅に住む、婚姻届け出から 2 年以内の新婚世帯に月額 1 万円の家賃補助を 2 年間行うもので、平成 23 年度より開始しております。

平成 29 年度末までに利用した世帯は、平成 23 年度が 18 組、24 年度が 11 組、25 年度が 13 組、26 年度が 18 組、27 年度が 19 組、28 年度が 14 組、29 年度が 17 組で、合計 110 組となっております。

なお、家賃補助期間の 2 年間が経過しても美濃市に住み続けておられる世帯は、6 月 8 日時点で 86 世帯中 65 世帯であり、75.6% の世帯が美濃市内に住み続けておられます。

[9 番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9 番 古田豊君。

○9 番（古田 豊君） よくわかりました。

2 つ目の質問です。

この制度を利用した夫婦の方は、この制度に対してありがたかったとか、助成金なくなっても美濃市に住み続けたいとか、もっと別の助成制度を期待されているというようなアンケートはとっておられますか。また、助成金なくなって他市へ引っ越しをした方はおられますか。美濃市に住みたいけれど、土地の価格が高いとかアパートの家賃が高いという意見はありましたか。家賃補助の利用者の意見はどのようなものがありましたか、建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の 2 点目、家賃補助利用者の意見はどのようなかについてお答えします。

家賃補助制度利用者には、平成 23 年度からアンケートをお願いしております。アンケートでは、前の住所はどこか、ここに住もうと思った理由は何か、この制度をどこで知ったか、

この制度は住まいを決定する上で大きな要因を果たしたか、住まいについて今後どのような考えをお持ちかの5点についてお聞きしております。

アンケートの回答を分析しますと、前の住所はどこかに対する回答としては、「夫婦ともに美濃市外」が約4割。ここに住もうと思った理由は何かに対する回答としては、「この制度があったため」「仕事の都合」「住宅の条件がよかった」が上位3つを占めております。この制度をどこで知ったかに対する回答としては、「家族、友人から」が約半数。この制度は住まいを決定する上で大きな要因を果たしたかに対する回答としては、「要因の一つではあった」が約半数。住まいについて今後どのような考えをお持ちかに対する回答としては、「美濃市内で持ち家を購入したい」が約4割を占めております。

〔9番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） ありがとうございます。よくわかりました。

3つ目の質問です。

この制度は、人口増対策や若者対策の一環として行っているもので、美濃市の人口増や若者をふやして、美濃市の元気や活性化につながっていかなければ意味がないわけですが、アンケート結果によると大変よい意見があるようですが、人口増対策や若者対策としては、美濃市に家を建てていただいて、美濃市に永住してもらえる政策を打ち出すことが必要かと思えます。

アパートの家賃補助に限定することなく、美濃市に住居をつくっていただいて、美濃市に定住をしていただくことが一番よいと思えますので、せっかく美濃市の企業で働いていても、関市や岐阜市や富加町などに住宅をつくられてしまう方がたくさんお見えになります。それはなぜなんだろうと聞いてみますと、美濃市は土地が高いとかアパートの家賃が高いとか言われます。山間地は学校もないしお店もないから住めないと言われます。

美濃市の会社には、社員寮のある会社もあります。この社員寮は、33歳になった場合、または結婚をした場合には、この社員寮から出ていかなければならなくなるそうです。そこで、結婚を予定している人や33歳間近の人はそわそわして、真剣に今後自分の住むところを探さなければならなくなって、いろいろと条件を考えた結果、関市に住む人や岐阜市に住む人や富加町に住む人たちがおられて、美濃市にはみんながみんな住まないそうです。もったいない話です。

世界遺産のまちやのうだつの上がる町並みやのと自己満足していても、過疎のまちになってしまっただめですから、今、美濃市に住み、美濃市で働いている人たちが、美濃市に魅力を感じて、美濃市に住みたくなると思っていただけるような市にしていく必要があると思えます。そのためには、いろいろ考えられますが、まずは美濃市に住宅を建設した人には住宅取得の補助金として1戸当たり100万円ぐらいの補助金を支給できないか、市長に提案したいと思えます。

人口が減り、少子化が進むと、社会保障にも支障を来し、経済問題にも大きく支障を来し

ます。思い切った対策を今やらないと手おくれになります。真剣に考えていただきたいと思いますが、建設部長に答弁を求めます。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の3点目、住宅取得の補助金を支給できないかについてお答えします。

御承知のとおり、少子化が進行することで、人口減少は全国的な問題となっており、多くの自治体では、少子化や人口減少を食いとめるため、少子化対策あるいは移住・定住対策を実施しているところであります。

少子化は社会保障制度の維持に、人口減少は企業の生産性に、高齢化は地域コミュニティ、あるいは医療介護制度の維持に大きく影響を及ぼすことが考えられ、こういった課題を克服するためにも、少子化対策や移住・定住対策は重要な政策と認識しているところでございます。

本市の少子化対策や移住・定住対策に関連する補助制度は、結婚して美濃市に住もうとする方々には結婚新生活支援制度、結婚後、賃貸住宅に住むときに家賃の一部を補助する新婚世帯家賃補助制度、賃貸住宅の供給の促進を図るため、新築後5年間は固定資産税相当額を奨励金としてお返しする賃貸共同住宅等建築奨励制度、優良な宅地の供給を支援する優良宅地供給促進補助金制度、市外から子育て夫婦世帯が伝統的な木造空き家に移住するときのリフォーム費用を補助する美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助制度の5つがあります。

しかしながら、議員御提案の住宅取得補助金の支給対象者を市外から移り住む方に限定するのか、それとも市内で引っ越す方も対象とするのか、また新築に限定するのか、それとも改築も含めるのかなど、さまざまなケースが想定されますが、全てのケースに対応した補助金は政策的に困難であります。

人口増という観点に絞れば、市外からの転入者を中心に補助するとか、人口流出対策という観点も含めれば、社宅等に住んでおられる方で引き続き市内に住んでいただける方にも補助していくとか、いろいろなことが考えられますので、今後、市内のアパート・社宅等にお住まいの方々に、市内に家を建てるとしたらどのようなことを希望するのか等のアンケートを実施するなど、どのような方法がより効果を発揮するのか研究してまいります。

[9番議員挙手]

○議長（森 福子君） 9番 古田豊君。

○9番（古田 豊君） 答弁、ありがとうございました。

若者の多くは、とにかくお金がないんです。住宅取得補助金があれば大変喜ばれると思いますので、十分研究して美濃市の人口増対策に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時57分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言通告に従い、一般質問として、主に高齢者福祉と生きがいづくりを目的として設置・組織されておりますシニアクラブ、シルバー人材センター、梅山大学について、現在の活動状況とその活性化等について民生部長及び教育次長にお伺いするとともに、美濃市の観光資源の一層の掘り起こしと再発見について産業振興部長に、それぞれ一問一答にてお尋ねいたします。

内閣府では、平成6年から高齢者の日常生活に関する意識調査を5年ごとに実施しており、最近の調査は平成26年に実施され、内閣府、平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査結果として公表されているところです。

調査の目的は、日常生活の状況、生活の満足度、衣・食・住をはじめ、家事、外出、日常的楽しみ、日常生活の情報に関する満足度など9項目について、高齢者の日常生活全般の実態と意識を把握し、今後の高齢社会対策の推進に資することを目的として、全国の60歳以上の男女6,000人を対象として実施され、有効回収数は64.9%の3,893票でした。

調査項目とその結果を見てみますと、日常生活全般については、「満足」が約7割となっていますが、5年前と比べると13.6ポイントの低下。現在、どの程度生きがいを感じているかについて、「感じている」は65.5%で、5年前と比べると13.1ポイントの低下。近所づき合いの程度ではつき合いがあるほど、外出の頻度では頻度が多いほど、生きがいを感じているとする割合が高くなっています。

就労希望年数については、「働けるうちはいつまでも」が最も高く、将来の日常生活への不安については、「自分や配偶者の健康や病気のこと」が最も高く、次いで「自分や配偶者が寝たきりや体が不自由になり、介護が必要な状態になること」「生活のための収入のこと」の順となっています。自分や配偶者の健康や病気のことについて不安を感じる人では、「体力の衰え」とした割合が最も高く、次いで「認知症」「がん」「高血圧」の順となっています。

また、自主的活動で参加したいものと参加していない理由では、自主的活動への参加意向として、「健康・スポーツ」が最も多く、健康への関心の高さがうかがえます。「活動または参加したいものはない」とした理由としては、「健康や体力に自信がない」の割合が高く、また年齢別に見ると、70歳以上では「健康や体力に自信がない」とする割合が最も高く、69歳以下では「人とつき合うのがおっくうだから」とする割合が最も高くなっており、社会参加活動で重視することとして、「活動内容が自分の関心に合っていること」が最も多くなっています。そして、自主的活動への参加状況別で見ると、「活動内容が自分の関心に合っていること」とした割合は、活動への参加が「ある」場合、「ない」場合、ともに高く、おしゃれへの関心度について、「おしゃれをしたい」の割合は69%で、前回調査より8.8ポイン

ト上昇しています。

外出の希望について、約6割が日常的な外出の意向があり、4割がほとんど毎日外出しているが、年齢別に見ると、より高齢になるほど、外出の希望、外出の頻度、ともに割合が減っています。

今後取り組んでみたい活動については、「仲間と集まったりおしゃべりをすることや、親しい友人、同じ趣味の人との交際」「旅行」「テレビ、ラジオ」となっており、前回、平成21年の調査と比べると、「仲間と集まったりおしゃべりをすることや、親しい友人、同じ趣味の人との交際」は15.9ポイント上昇しています。

日常生活に関する情報では、最も欲しい情報として、「健康づくり」が最も高く、次いで「年金」「医療」となっています。なお、前回調査と比較すると、「健康づくり」は24.1ポイント、「年金」は13.4ポイント上昇しています。

自分を高齢者だと感じるかについて、5割以上が「いいえ」としてはいますが、自分の年齢が高くなるほど高齢者だと感じる割合がふえ、70から74歳で約5割、75から79歳で約7割が高齢者だと感じています。親しくしている友人・仲間の程度別では、親しい友人・仲間がたくさんいると感じているほど高齢者だと感じない割合が高く、一方で健康状態がよくないほど高齢者だと感じる割合が高くなっています。

高齢者とは何歳以上かについて、「70歳以上」「75歳以上」の割合が高く、「60歳代」とする割合は1割未満となっています。支えられるべき高齢者として、前回調査と比べ、7.2ポイント低下したものの、「80歳以上」が最も多く、「75歳以上」と「80歳以上」の区分で全体のおよそ半数を占めています。

以上、調査内容はまだまだ詳細にわたっておりますので、これ以上は省きますが、そこで、かつては多くの高齢者に支持されていた高齢者向け施設や活動が、時代の変化とともに、加入者数・登録者数が減少または停滞傾向となっているなど、ある種の制度疲労を起こすケースが見受けられるようになっており、その代表的ケースとして上げられるのが、地域高齢者の交流の場であるシニアクラブと、高齢者の職業紹介所であるシルバー人材センターと言われてはいますし、梅山大学も、私の住んでいる地区では、日ごろ、高齢者の話題の中では一部の部活動しか話題に上らないなど、これらと同様ではと思うところです。

これらの組織は、地域のリタイア高齢者が元気に活動するための施設・組織といった資源の提供を目的に生まれたものですが、高齢者の増加とは裏腹に、近年、活動参加人員の減少が顕著となっていると言われてはいます。

全国老人クラブ連合会の資料によりますと、平成22年に718万人であった会員数は、平成29年には569万人と149万人の減少となっています。また、シルバー人材センターについては、全国シルバー人材センター事業協会の資料によりますと、会員加入者数も平成22年の79万人から平成26年には72万人と7万人減少しています。この両組織ともに言えるのが、そこには、従来はうまく機能していた高齢者向け活動組織が、戦後生まれの高齢者の登場や時代変化の流れとともに、新しい高齢者の支持を得られなくなってしまったということが一因ではとも

言われています。

そこで、第1点目のシニアクラブの活性化について、民生部長にお尋ねいたします。

まず1つ目として、シニアクラブの現状についてお尋ねしたいと存じますが、昨年9月議会において執行部から御報告がありました平成28年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書によれば、老人福祉事業に関して、シニアクラブ活動を充実させ、生きがいと健康づくりを目的に、高齢者相談員を通して地域での活動の推進を図ったとありますし、全国的には、小学児童の登下校の見守り、友愛訪問、サロン開催、健康づくり、介護予防、防災・防犯等地域での助け合いや支え合い活動の重要な役割を担っている組織とお聞きしておりますが、美濃市におけるシニアクラブはどのような活動を行う組織か、また行政側としてシニアクラブに何を期待されているのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問のシニアクラブの活性化についての1点目、シニアクラブはどのような活動を行う組織か等についてお答えいたします。

シニアクラブ、いわゆる老人クラブは、昭和38年8月に施行された老人福祉法において、老人福祉を増進するための事業を行うものとして位置づけられた、地域を基盤とする自主的な組織です。

活動の目的は、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行う。知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組む。明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。

会員は、入会を希望する高齢者で、おおむね60歳以上の方を対象としており、組織としては、日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で、クラブの規模は、おおむね30名から100名を標準としています。

クラブ運営は、会員本意の自主的かつ民主的に行い、活動の財源は、会員の会費によって賄うことを基本とされていますが、高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、行政も一部支援しております。

なお、シニアクラブには、その活動を通して、高齢者が住みなれた地域の中で暮らせ、また支え合いながら地域コミュニティーを維持していただくことを期待しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

シニアクラブは、行政当局から見ても、高齢者の健康生活の維持・増進や地域コミュニティーの維持・形成に重要な役割を担う組織と再認識いたしました。

それでは2つ目ですが、市全体及び市内各地域ごとのシニアクラブの数及び加入者数、並びに加入率の推移はどのようにかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、シニアクラブの数、加入者数

並びに加入率の推移についてお答えします。

美濃市では、老人福祉法が施行された昭和38年に老人クラブが10団体発足し、翌年の昭和39年に美濃市老人クラブ連合会が結成されました。以降、昭和から平成にかけて、市内各地でクラブ結成が相次ぎ、平成6年度には、クラブ数60団体、会員数3,962人のピークを迎えました。それ以降は、クラブ数、会員数とも減少に転じ、平成30年3月31日現在、美濃市シニアクラブ連合会に加盟する単位クラブは33団体で、会員数は2,256人、60歳以上の人口に対する会員加入率は26.2%となっております。これを5年前と比較すると、単位クラブ数7団体、会員数については343人減少し、加入率についても4.3ポイント減少している状況にあります。

なお、現在は、地域によってはシニアクラブ連合会に加盟していない単位クラブがあると伺っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

平成29年の全国老人クラブ連合会による加入率統計の数値約14%と比較して、高いとはいえ、加入率は低下傾向にあると認識いたしました。

次に3つ目として、加入率が減少してきた要因や課題について調査したデータ等を把握されているのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、加入率減少の原因や課題についての調査データ等についてお答えいたします。

平成29年度末に、単位クラブ34団体の会長を対象に、美濃市シニアクラブ連合会がシニアクラブ会員増強運動アンケートとして独自に実施しました。現在集計中ですが、調査項目は、会員になるのを断られた理由や会員をふやすためにはどのような取り組みが必要かなど、7項目について調査されています。

このうち、会員になるのを断られた理由では、「つき合いが面倒」「仕事がある」「女性は役員をやりたくない」「魅力がない」といった回答が、会員をふやすためにはどのような取り組みが必要かでは、「加入して得をするような施策の実施」「魅力ある会にする」「取り組みをアピールする」といった回答が、クラブが存続していくためには何が必要かでは、「無理のない役員体制」「研修旅行など会員の親睦を図る」「楽しい活動を企画する」といった回答が目立っています。

また、シニアクラブの加入年齢は60歳以上となっておりますが、昨今の社会情勢として、年金支給年齢の引き上げや定年が延長あるいは撤廃されてきていること、また人材不足の世の中で技術を持った方の就労場所が確保されていることなどにより、60歳以上になっても大変多くの方が働いておられるため、シニアクラブへの加入にはなかなか至らないものと考えられます。

[3番議員挙手]

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

今の御答弁にありました本年3月末の市シニアクラブアンケート結果でも、私が地区の皆さんからお聞きしていると同様に、役員のみならず手不足や気ままな暮らしの維持が加入率減少の一つの要因と受けとめさせていただきましたが、先日、NHKの健康に関するテレビ番組で、寝たきり予防や健康寿命を延ばすために最も効果的とされているのは、禁煙、運動、肥満解消よりも、人とのつながりをつくること。それが少ないことは、心臓病や認知症、筋力低下を引き起こし、結果として早死にリスクが50%高くなるとの研究結果が紹介されていました。さらなる研究に期待しますが、シニアクラブの活動が、高齢者の寝たきり予防、健康寿命の向上などのお役に立てればと願うところです。

次に4つ目として、シニアクラブの活性化対策について、今後どのように取り組んでいくのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の4点目、シニアクラブの活性化対策の今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほど加入率減少の原因のところでもお話ししましたが、社会情勢が変わって、年金支給年齢引き上げや定年延長、また人材不足などにより、会員の対象となる60歳以上の多くの方が65歳を超えてもなお現役で働いておられるために、シニアクラブの加入になかなかつながりません。したがって、仕事をやめられた方が参加したくなるようなクラブ運営の取り組みが必要であると考えられます。

シニアクラブに参加することにより、健康の維持・増進といったことができたり、ボランティアとして社会貢献や地域貢献ができたりということをテーマにした活動を活発にすることが、今後のシニアクラブの活性化につながると考えられ、行政としてもそういった活動に積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

社会的環境の変化も大きな要因となっておりますが、私が住んでいる地区でも、シニアクラブの話題はいつも役員のみならず手不足と若手高齢者の加入対策であり、大きな課題です。時代の流れから難しいこととは存じますが、活動しやすいシニアクラブへの助言や御支援等について、今後も積極的な対応をお願いしたいと思っております。

次に5つ目として、シニアクラブ活動における市の行政バスの活用についてですが、シニアクラブでは、健康の維持・増進への取り組みや生きがいづくりを目的として、各クラブ内に組織されているゲートボール部やグラウンドゴルフ部による対外試合への参加のほか、焼き物体験、歴史・文化に触れる会や社会見学などの外部研修等の企画も実施されていますが、

参加者は高齢者であるところ、他県に出かける場合を除き、参加者のボランティア提供でのマイカーによる参加活動となっています。

しかしながら、警察庁が平成27年度に実施した免許証自主返納者のアンケート調査結果では、75歳以上の自動車免許証保有者のうちの約2.6%の人が自主返納されているとのことで、昨今の高齢者ドライバーによる自動車事故のニュースも多く聞かれるところです。

よって、練習試合はともかく、シニアクラブによる企画・研修や傘下組織による地区大会や県大会等に参加する際に、交通安全の面から、市の行政バスがあいているときは、これを利用することができないかとの声が聞かれますが、このことについて、民生部長に現在における対応状況をお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の5点目、シニアクラブ活動に市の行政バスが活用できないかについてお答えいたします。

市のマイクロバスは、自家用バス、いわゆる白ナンバーバスと言われ、使用について法律上の制約があり、利用について制限があります。

自家用バスとは、路線バスや観光バスのような商業的な旅客運送を目的とせず、主に企業、学校、ホテル、レジャー施設、飲食店、官公庁などが所有する法人自家用のバスのことで、それぞれ使用目的が定められております。会社の従業員や来客者の送迎、児童・生徒の送迎が目的のスクールバス、ホテルやレジャー施設の利用者の送迎などでございます。官公庁用のバスは、職員の研修、市町村が主催する行事に利用していただくなどの目的で使われるものと定めています。

また、市のマイクロバスの使用基準においても、市が直接公用に必要であると判断する場合に使用が許可されます。

シニアクラブでの市のマイクロバスの利用状況は、中濃ブロック軽スポーツ大会、中濃地区指導者研修会、県老人クラブ芸能大会など、県の老人クラブ連合会が行う事業に参加するため、年3回程度、市の連合会の事業として利用していただいております。

今後も、シニアクラブでの市のマイクロバスの活用は、今までと同じように、自家用バスの使用について、法律上の制約に抵触しない範囲での利用となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

安全に、また安心してシニアクラブの活動が実施できますよう、何分の御配慮をよろしくお願いいたします。

次に、第2点目のシルバー人材センターの活性化について、民生部長にお尋ねいたします。

まず1つ目として、シルバー人材センターの事業はどのように区分されているのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問のシルバー人材センターの活性化についての1点目、シルバー人材センターの事業区分についてお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、都道府県知事の指定を受けて設置される組織でありまして、60歳以上の高齢者を会員の対象者として、会員に働く機会を提供することを通じて、生きがいの充実や生活の安定、また地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的としております。

美濃市シルバー人材センターは、前身の美濃市高齢者能力活用協会が平成4年に開設され、3年後の平成7年に社団法人として設立、平成24年度から公益社団法人に移行し、現在に至っております。

美濃市シルバー人材センターにおける会員の就業形態としては、2つの業務形態があり、委託事業と派遣事業に区分されます。

委託事業は、シルバー人材センターが個人や企業または公共団体などの発注者から業務を受注し、その業務を会員に委託するものです。業務内容は、庭木の剪定、大工、宛名書き、施設管理、配達、除草、清掃、家事などの業務があります。

派遣事業は、シルバー人材センターが発注者から業務を受注し、会員を発注者の事業所などに派遣して業務を行います。業務内容は、市内企業での生産工程での軽易な作業や清掃作業、学校給食調理補助、遺跡発掘などでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

次に2つ目として、区分事業ごとの業務件数と会員数の推移はどのようかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の2点目、区分事業ごとの業務件数と会員数の推移についてお答えいたします。

区分事業ごとの業務件数につきましては、受託事業は、平成15年度の4,386件をピークに減少傾向で、平成29年度の受注件数は2,452件で、前年度比較95.9%、契約金額7,801万9,000円、前年度比較87.7%でした。

派遣事業につきましては、平成29年度の受注件数は36件で、前年度比較128.6%、契約金額1,736万7,000円、前年度比較151.8%、派遣実人員53人、前年度比較4人増で、平成23年度から開始した派遣事業でいずれの数字も過去最高の実績でした。これは、市内企業の業績が堅調で、人手不足解消のために派遣依頼が増加したことが要因となるものです。

なお、会員数の推移については、ピークは平成21年度の379人ですが、それ以降は減少傾向にあり、平成29年の会員数が302人で、前年度より13名の減となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

次に3つ目として、会員数が減少傾向にある受託事業を中心としたシルバー人材センターの活性化対策をどのように進めるのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 御質問の3点目、今後のシルバー人材センターの活性化対策についてお答えいたします。

シルバー人材センターは、定年後の活躍の場を目的にできた制度でございますが、シニアクラブの質問でも答弁しましたが、最近では、定年の延長や廃止、年金支給年齢の引き上げなどがあり、70歳近くまで働いている方が多くあり、シルバー人材センターの会員となることはなかなか難しいのが現状であります。

現在のシルバー人材センター会員の平均年齢は、統計をとり始めた平成10年度の69歳が一番若く、以降、徐々に年齢が上がり、平成29年度は過去最高の74.5歳となり、19年間で5.5歳上昇しました。これは、世の中の経済の動きとか人材不足といったことがシルバー人材センターの運営にも大きく影響するものと思われま。

できる限りリタイアした方々が入っていただけるようにすることが、シルバー人材センターの活性化につながるものと思いますので、広報紙でPRするなど、支援していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

人手不足が深刻化している社会情勢の中で、今後、シルバー人材センターの活動範囲の拡大と要請も予想されますことから、全国の先進事例も参考に、それに対応できる御検討をお願いするとともに、あわせて安全に働くことができる環境づくりと対策も御検討いただくようお願いいたします。

次に、3点目の梅山大学の活性化について、教育次長にお尋ねいたします。

梅山大学は、昭和48年7月に設立され、高齢者の教養とその年齢にふさわしい社会的能力を高め、積極的に生きがいを求めて学習する機会を創出したり、互いに学び、語り合えるよう、学習会やクラブ活動、研修旅行等の活動を実施しているとされていますが、1つ目として、梅山大学の学生数の推移とクラブ活動の状況はどのようなかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 梅山大学の活性化についての1つ目の質問、梅山大学の学生数の推移とクラブ活動の状況はどのようなかについてお答えをいたします。

梅山大学は、高齢者の教養とその年齢にふさわしい社会的能力を高めるとともに、高齢者が積極的に生きがいを求めて学習する機会に接し、互いに学び、語り合うことを目的として、昭和48年7月に開校された高齢者学級です。郷土の先哲、村瀬藤城が開いた梅花村舎にちな

んで名づけられ、大学課程4年と大学院課程5年の最大9年間の課程で構成されております。

主な活動は、5月の入学式・開講式に始まり、全学生を対象とした中央学習会や年間を通じて開催されるアルキニストや歌謡、水墨画といったクラブ活動、秋にはクラブ活動の発表会を兼ねた文化祭、3月には卒業式・閉講式などが行われております。

議員御質問の学生数の推移とクラブ活動の状況につきましては、この5年間における比較としまして、平成25年度の学生数397名に対し、平成30年4月現在では195名と約半分に減少しておりますが、クラブ活動につきましては、毎月2回程度開催される教室に対し、学生の約8割以上がほぼ毎回出席している状況でございます。

[3番議員挙手]

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

次に2つ目として、梅山大学の高齢者に対する周知についてですが、毎年、広報4月号には、梅山大学学生募集として、大学の活動内容を添えた募集要項が掲載されておりますが、毎年秋の梅山大学文化祭や春の卒業式・入学式などは、その結果が新聞報道や一部市ホームページで散見する程度ではと思っておりますが、市民に対する梅山大学の活動の周知はどのように実施されているのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 市民に対する梅山大学の活動の周知についてお答えをいたします。

梅山大学の活動につきましては、市の広報やホームページで市民の皆様へ周知しているほか、学生自身の口コミで紹介されています。

今後は、クラブ活動を中心に、CCNやタウン情報誌などにも積極的に情報発信し、梅山大学の魅力を多くの人へ伝えていきたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

今後も、大学活動の周知等について、一層の御検討と実施をお願いいたします。

次に3つ目として、今後、梅山大学の活性化をどのように進めていかれるのかについて、教育次長のお考えをお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 梅山大学の活性化をどのように進めるのかについてお答えをいたします。

梅山大学は、高齢者を対象とした学びの場であり、豊かな老後を築くとともに楽しみながら学習意欲を高めていただくため、単年度ごとに開催をしている通常の生涯学習講座とは異なり、複数年にわたり目標を持って学習に取り組んでいただけるよう工夫をしております。

しかしながら、先ほどのシニアクラブやシルバー人材センターに関する答弁にもありましたように、高齢者を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、梅山大学についても同様に学生

数の減少傾向が見られます。

今後は、人生100年時代を見据え、仕事をリタイアした方などが生涯にわたって生きがいを持ち続けられるよう、梅山大学の魅力をアピールしながら学生の確保に努め、梅山大学の活性化を進めていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

高齢者の趣味も多様化しておりますが、日常生活や健康の維持・増進に密着した、また興味深い新たなクラブ活動の開設を含め、大学入学者の増加と活発な学習会活動について、より一層の御検討をお願いいたします。

なお、今後、それぞれの組織の活性化について、課題はありますが、積極的な取り組みを進めていただくようよろしくお願いいたします。

また、市内において、行政が積極的にかかわるこれら主な高齢者3組織の活性化は、高齢化が進展する中であって、健康増進を図る上で行政として取り組む喫緊の課題の一つでもありますし、世界的には、2107年には、主な先進国では半数以上が100歳よりも長生きし、人生100年時代が到来するとの予測もなされており、その中で、人が100年も健康に生きる社会が到来するとして、我が国でも政府において、人づくり革命をスローガンに、昨年9月、人生100年時代構想会議が開催され、生涯学習や働き方についての議論がなされていますが、私は高齢者の生きがいや健康長寿には「ときめき」という文言をキーワードとして上げたいと思います。

内閣府の実施した高齢者意識調査結果にもありますように、活動内容が自分の関心に合っている、おしゃれをしたい、買い物など日常的な外出を希望している、仲間と集まったりおしゃべりをする事や、親しい友人、同じ趣味の人との交際に喜びを感じるなど、みずから行動することが日常生活にときめきを与えてくれる。また、それが喜びにつながり、健康寿命の向上にも連鎖していければと期待するところです。

ぜひともこれら3つの高齢者活動組織の活性化について、ときめきを念頭に入れた積極的な取り組みの御検討をお願いしたいと思います。

それでは、4点目の観光資源の掘り起こしと再発見について、産業振興部長にお伺いいたします。

まず1つ目として、現在、美濃市及び市観光協会が外部に発信している観光情報媒体にはどのようなものがあるのか、また発信されている情報件数はどれほどかについてお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 議員の御質問の観光資源の掘り起こしと再発見についての1点目、美濃市及び市観光協会が外部に発信している観光情報媒体にはどのようなものがあるか、また件数はどれほどかについてお答えいたします。

現在、美濃市が外部に発信している情報媒体は、美濃市の公式ホームページ、フェイスブック、広報「みの」、ケーブルテレビCCNの地域情報番組「美濃和紙とうだつのまちから」、NHKや岐阜テレビのデータ放送、あるいはイベントのチラシや観光パンフレットの配布など、さまざまな媒体を活用し、観光情報を発信しております。

また、市観光協会は、公式ホームページのほか、美濃旬観ブログによる旬な情報の提供、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどにより発信しております。

市のホームページにおける観光に関する情報掲載の件数は約100件であり、広報「みの」や情報番組、フェイスブックなどSNSにおける情報発信は約400件となっております。

また、観光協会のホームページにおける情報掲載の件数は約80件、ブログやツイッターなどSNSによる情報発信は日々行っており、ホームページのアクセス数は、平成29年度下半期では約12万9,000アクセス、平成29年度末現在では、フェイスブックの「いいね!」の数は約1万8,000件、インスタグラムなどのフォロワー数は約1,900人となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

現在、市及び市観光協会ホームページ、ケーブルテレビの地域情報番組、SNSの活用や観光パンフレット等、多様な観光情報媒体による情報発信により、観光誘客の推進を図っておられることがよくわかりました。ホームページへのアクセス件数やSNSの関心度につきましても、今後より関心を持たれる仕掛けづくりをお願いしたいと思います。

それでは2つ目の質問として、現在、市ホームページで掲載・発信されている情報量は約100件、その他情報番組やSNSにおける情報発信は約400件とのことですが、それで十分なのかどうかについて、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の2点目の現在発信している情報量で十分かについてお答えいたします。

当市におきましては、先ほど申しましたように、さまざまな方法で情報を発信しておりますが、グルメの情報量がほかと比較しますと少ないように思います。

グルメの情報も含め、今後も市観光協会と連携して、よりわかりやすく、また美濃市に訪れたいと思われるような質のよい情報発信を図ってまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

私は、観光誘客には、センスある、また興味を持ってもらえる情報の発信が必要と考えますし、その量には上限はないと思います。

市内には、市民や関係者は日常的なものとして気づいていない身近な自然、風景、独自の文化や施設などの観光資源や遺産が、実際にはもっと存在しているのではないかと考えてい

ます。

そこで3つ目の質問ですが、その掘り起こし手法として、広く市内外から市内の観光資源についての画像投稿を募ってはどうかと考えます。グランプリといった形のよりグレードアップした年一、二回程度の写真コンテストの開催を一、二年程度試行的に実施し、それをあかりアートや産業祭の際に公開展示して、またSNS等で発信していくといった手法により、広く周知・PRを図ってはどうかと思うところです。その存在を地元民や関係者が身近なものとして知る機会にもなりますし、市内観光名所・資源のより一層の掘り起こしと再発見のために、視覚に訴えることも重要ではと思います。

なお、応募に際しては、その観光資源の魅力、他地域の類似資源との差別化に加えて、安全・安心の担保も兼ね備えてはどの観点から、危険箇所等の注意点等、気づいた点もあわせてコメントをいただき、それらも審査の対象としてはどうかと思うところですが、こういった取り組みの検討について、産業振興部長に見解をお伺いいたします。

○議長（森 福子君） 産業振興部長 成瀬孝子君。

○産業振興部長（成瀬孝子君） 御質問の3点目、市内観光名所の掘り起こしや再発見のために写真コンテストを実施してはどうかについてお答えいたします。

スマホ利用者は、国民の今や人口の7割を超えていると言われ、情報発信や情報を共有するツールとしては浸透してきております。

近隣の例では、関市の通称「モネの池」は、SNSの画像投稿がきっかけとなり、今では一大観光地となっております。このような投稿を市の観光資源の掘り起こしに活用していきたいと存じます。

SNSを活用した写真コンテストとしては、市観光協会では、昨年、第24回美濃和紙あかりアート展インスタグラム投稿キャンペーンを実施いたしました。投稿件数は約1,000件あり、写真を撮って、その場でコメントをつけて投稿できることから、作品の感想や評価などを同時に知ることができました。

このような事例を参考にしながら、市観光協会と連携し、美濃市の新たな観光資源の掘り起こしや再発見に向け、SNSを活用した写真コンテストをさらに広げてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 3番 梅村栄一君。

○3番（梅村栄一君） ありがとうございます。

昨年のあかりアート展でのインスタグラム投稿キャンペーン実施による投稿が相当な件数に上ったとのお話を承るとともに、そのノウハウを活用して、今後さらに新たな観光資源の掘り起こしや再発見とその拡大に取り組むとの御答弁、ありがとうございます。

観光は、関係する産業も多岐にわたり、裾野も広いことから、地域活性化やまちづくりの重要な柱として、全国各地において活発な取り組みがなされており、その創意工夫による観光魅力の向上は重要な施策推進エンジンになるのではと考えます。そのため、行政当局及び関係者の一層の取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時07分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 古田秀文君より、一般質問に先立ち、資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してあります。御承知をお願いいたします。

それでは、5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 長時間にわたり大変お疲れのところでございますが、最後までございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、発言通告に従いまして、一般質問4点を一問一答にて行います。

まず最初、今後の観光事業の展開について、市長にお伺いをいたします。

4月27日、うだつの上がる町並み古民家活用事業の基本協定締結式が行われ、旧松久邸をランドマークとした新たな観光振興事業がスタートをしました。

そんな折、うだつの上がる町並み内に、4月、民間の素泊まり専用ゲストハウスもオープンしました。観光ホテルの誘致や旧須田邸の開発予定もあわせ、いよいよ美濃の観光事業が新たなステージに移っていくのだと大きな期待をしているのは、私だけではありません。

現在、美濃市を訪れる人の滞在時間は短く、経済効果も薄い。これからは、時間をかけて市内の自然、歴史、文化、芸術などを満喫できる周回観光ルートやリピーター増加にもつながる体験学習型観光が必要であると思います。

市長もことしの施政方針の中で、観光振興のため、宿泊施設の誘致と整備に力を入ると述べ、古民家再生を切り口とした滞在型観光・体験型観光の促進を述べてみえます。

幾らすてきな宿泊施設ができたところで、その訪れる宿泊客をもてなす魅力的な中身がなくては始まりません。観光振興には、地域独自の知恵が求められます。一発屋的なイベントで人を集めるのは簡単ですが、それでは肝心なリピーターづくりにはつながりません。全国の地方が、それぞれの土地が持つ魅力をアピールし、観光客獲得のために知恵比べをしています。

そこで質問の1つ目、現在、美濃市を訪れる日本人観光客、そしてインバウンドで訪れる海外の観光客は何を求めてこの美濃市を訪れていると思われるのか、伺います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

答弁をさせていただく前に、少しだけ。

さきの大阪北部地震におきまして、小学生がブロック塀で亡くなるなど、5名の方が亡くなられました。お悔やみを申し上げたいと思いますし、また300人以上に及びます多くの方がけがをされた、あるいは家屋に損害が出たということで、被災されました皆様方にお見舞

いを申し上げたいと思います。一日も早い復興・復旧をお祈りしたいと思います。

それを受けまして、6月18日でございましたので、美濃市としましては、19日、きのう、おとといにわたりまして、市内の小学生・中学生の通学路につきまして、緊急点検をさせていただきました。おかげさまで今回起こったようなブロック塀のあるところはありませんでしたので、御心配には及ばないということで、御理解いただけるとありがたいと。ただ、これから詳細につきましてはもう少し調べますけれども、当面、通学路につきましては、問題はないなということでございますので、安心をしていただけるとありがたいと思っています。

それでは、古田議員の御質問にお答えさせていただきます。

美濃市を訪れる観光客は何を求めているかということでありましたが、その前段で言われましたいろいろなことにつきましては、私も同感でございまして、そのために何をすべきかということでもあります。

ただ、美濃市を訪れる方は、皆様方も御承知のとおり、歴史・文化があると思いますけれども、観光庁が実施をしております旅行・観光消費動向調査によりますと、日本国内の旅行者は約6億人ということで、ほぼ横ばい状態が続いていると。一方、外国人につきましては、マスコミでも御承知のとおり、ことしは3,000万人を超えるだろうと、こんなふうに言われております。

こんな中で、旅行者の方々、あるいは観光客の方々がどんなものを目的に旅行に来てみえるかというのを調べてみますと、これは日本交通公社の調査でございしますが、おいしいものを食べる、グルメというものです。そして、もう一つは温泉に入ることが圧倒的に多いと。そして、旅行の質としましては、JR九州のななつ星などの日常では体験できないような旅行と。あるいは、飛騨市でフィーバーしましたけれども、アニメの「君の名は。」のように聖地巡礼、あるいはSNSの発信などによるインスタ映えする景勝地と、こんなもので、観光の目的が少し変化をしてきているのかなあと、こんなふうに思っています。

ただ、外国人の旅行の目的としますと、これも交通公社の調査でございすけれども、やはり自然・風景に非常に関心があると。あるいは日本食に関心があると。また、温泉などということで、大変こういったことが上位を占めていると。そして、さらに最近では、桜の名所あるいは雪といった四季折々の季節・自然と。あるいは、侍、忍者、着物といった日本の伝統を体験すると、こういったことに関心があるというふうに言われています。

そこで、お尋ねのありました美濃市について見てみますと、やはり古い町並みであるとかあかりアート、本美濃紙などの伝統文化やイベント、長良川とか板取川でのバーベキューやふくべあたりでのボルダリングなどの身近に体験できる自然、アウトドア、こういった歴史、文化、自然に触れるということや体験をすることを目的として訪れていただいていると、こんなふうに考えております。

また、ここ近年では、台湾からツアー客が多く来ていただいています。古い町並みを着物を着て歩くと。大変、日本の文化を体験するというので、楽しみに来ていただいていると思っています。

なお、多くの観光客の目的は、やはり先ほど言いましたように、グルメとか温泉であります。残念ながら、この美濃市には温泉がない、あるいは特別なグルメもないということで、あるいはまた少人数での旅行者に対応した宿泊施設がないと、このことがございまして、十分に旅行者の目的を満足させるというには至っていないと考えています。

いずれにしても、美濃市のみを旅行目的として訪れている観光客は少なく、昇龍道あるいは広域観光ルートの上にある一つの観光地として来ていただいていると、こんなふうを考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） いよいよ来年春にオープン予定の松久邸を最初の起爆剤として、具体的な観光施策と短期・中期にわたる観光ビジョンはどのように考えてみえるのか。また、観光にかかわる事業者は、どこを向いて、何を目指してこれから進んでいけばよいのか。観光にかかわるそれぞれの事業者だけでなく、ほかの市民、また企業の方も同じことだと思えます。そのためには、うだつの町並みを核とした歴史と文化の薫る美濃市の目指すべき観光を柱としたグランドデザインを示す必要があると思います。

そこで2つ目ですが、このグランドデザインを示すということに対しての市長の見解を伺います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 2点目の美濃市の観光が目指すグランドデザインと、あるいはビジョンと、こんなものをどうするのかという御質問であります。現在、市には観光に特化したグランドデザイン、あるいはビジョンといったものはございません。しかしながら、全体のまちづくりの方向性を定めた総合計画、現在、第5次総合計画でございますけれども、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略、また都市づくりの方向性を示した都市計画マスタープラン、美濃地区の整備方針を示した市街地整備マスタープラン、美濃地区から牧谷地区までの活性化を示した歴史的風致維持向上計画、景観計画や平成29年度からは歴史文化基本構想ということで進めておるところでございますけれども、また個別적으로는、和紙の里周辺整備計画、あるいは大矢田地区森林景観整備基本計画、美濃和紙伝承千年プロジェクトあるいは美濃和紙活性化会議と、それぞれのこういったものを使いまして、構想・計画にも観光活性化分野を取り入れて進めてございますので、まずこういったことを進めているということでございます。

現在までに、これらの計画に基づいた実施状況については、御承知のことと思っておりますけれども、まず町並みには電線類の地中化事業、美濃和紙あかりアート館の整備、古田行三邸の整備、美濃和紙の里会館のリニューアル、美濃橋の修復、曾代用水につきましては曾代公園から川湊公園・立ヶ岩の整備、こういったものを行っているところでございます。そのほかにも、市民の方々が主体となりまして、観光案内ボランティアを組織していただいたり、長瀬においては助右衛門サのもみじの整備事業、あるいは洲原ではひまわりの畑などを実施い

ただいているところでございます。

今後の観光施策といたしましては、立ち寄り型観光から滞在・体験型観光へシフトチェンジしていきたいということで、かねてから申しておりますけれども、美濃市の自然や世界遺産を含めた歴史・文化遺産、またそこに暮らす人々の生活そのものも地域資源となり得ると思っております。こういったものをブラッシュアップしたり、新たに資源の発掘にも努めていきたいと考えております。

例えば体験といたしましては、紙すき体験、和紙クラフト体験、川やボルダリングなどのアウトドア体験、大矢田もみじ谷の探訪、着物体験、地域の祭り・風習への参加、こういったものについて、ハード・ソフト面でブラッシュアップをしていくこととさせていただきます。また、日ごろ私たちが地域資源としてその価値を見出していないものもありますけれども、訪れる方から見れば、貴重なもの、おもしろいもの、珍しいもの、景観がよいもの、こんなものもあるんじゃないかと思っています。そういったものを発掘していくことを考えております。

これを進めるためには、行政、観光協会はもとよりでございますが、観光関係に携わっている方、和紙産業に携わっている方、市民の皆さん、全ての方々が思いを共有していくことが重要であると考えています。例えば観光客ファーストの考え方、おもてなしの精神、みんなでこういったことを醸成していくということとさせていただきます。

いずれにしても、多くの観光客の方々がたくさん来ていただけたときに、それぞれの関係の方々は、それぞれの方々にどんなおもてなしをすべきかということにつきましては、行政とともに考えながら進めていくということとさせていただきます。議員にも御支援と御協力をお願いしたいと思っています。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 市長、再質問をお願いいたします。

今、答弁の中で、市には観光に特化したグランドデザイン、ビジョンはないということとありました。

本市は、今おっしゃられましたとおり、数多くの観光資源を持って、これを有効に整備・活用することで活気あふれるまちづくりが可能ですが、今までの取り組みは個々の地域や実施主体による点の取り組みがほとんどであります。それぞれの地域の特徴を生かして、その調和を図りながら、一体的に展開する面としての取り組みがなされていませんでした。

まちのグランドデザインというのは、この本市の豊かな観光資源を生かしたまちづくりを実施するに当たりまして、中・長期的な観点に立って、この小さな地域の枠組みを超えて、官民が連携して行うべき観光資源の整備・活用のあり方、ひいては将来の観光都市美濃市のビジョンを示すものであります。

先ほど市長の答弁にもありました。行政、観光協会はもとより、観光関係に携わっている方、和紙産業に携わっている方、市民の皆さん、全ての方々が思いを共有していくことが重要であると考えていると。そのとおりなんですね。ですから、このグランドデザインをまち

づくりの戦略ビジョンと捉えて、行政、地域の企業、団体、市民で共有し、官民が一体となって、それぞれの役割を担いながら、グランドデザインに沿った新たなまちづくりの実現に取り組むことが必要ではないでしょうか。

また、グランドデザインを本市が目指す将来の姿として、官民による事業戦略の活用や対外的なイメージ戦略、PR戦略への活用も期待をされます。さまざまな機会を捉えて、この戦略を国内外へ発信することができます。

そこで、もう一度伺います。

美濃市のグランドデザインを今後示していく必要性についてどのようなか、市長のお考えを伺います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） グランドデザインをつくってはどうかと、こういう再質問でございますけれども、まだまだ先ほど申し上げましたいろんな計画策定をやっておりますけれども、まだまだ道半ばでございます、それができていない段階でさらなるグランドデザインをつくるということにつきましては、なかなか難しいかなと思っております。まずは現在生きております全体計画、あるいはそれぞれの基本計画、こういったものを着実に一歩ずつ前進をさせると、このことのほうが私のほうは重要ではなからうかなと思っております。

ただ、そういったいろんな計画について、市民の方々に十分御理解いただけているかなあということにつきましては、私も若干疑問に思っておりますので、まずは現在ある計画、まだまだ本当に道半ばでございます。こういったものを関係者の皆様方に十分説明をして、これからこんなふうに進んでいくんだよと、まずはそこを説明してから、その後について考えていきたいと、こんなふうに思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 市長の思いもよくわかります。また、この美濃市の将来を担うグランドデザインについては、またいろいろ話していきたいなあと思っております。

ここで要望を1点だけ伝えさせていただきます。

定住人口の減少、また経済的な活力の低下、地域コミュニティーの低下によって、相乗的に地域活力の減退が今進んでおります。この悪循環を克服し、減退の流れを抑え、新たな地域活力を再生させる取り組みが現在急務となっているのではないかと思います。

この観光を柱に置いたグランドデザインを示していくということは、これらの直面する課題を本市の強みである観光資源の活用によって克服し、市全体の地域活力の再生へとつなぐまちづくりの方向性、戦略を示し、行政、観光に携わる方、企業、団体、市民が認識共有を図り、一体となって取り組むべき、目指すべき方向性を示すものだと思いますので、ぜひ御検討いただきますよう御要望を申し上げます。

続いて、質問の3つ目であります。

全国の観光地が海外からの観光客誘致を競うインバウンド時代にあって、現在の市の対応

はどうか、ちょっと伺います。

明治初期当時の紙すきの家の形式を色濃く残し、住居兼作業場と紙すきの実演が見学できる蕨生の美濃手すき和紙の家旧古田行三邸、またリニューアルオープンした美濃和紙の里会館、旧片知小跡の美濃和紙用具ミュージアムなど、多くの予算をかけて整備した牧谷地区の各施設であります。これら施設を訪れる海外からのお客様が、美濃和紙への関心や興味を示してもらえるような対応はできているのか。

また、これらの施設に行くには、うだつの上がる町並みから車で20分ほどかかり、アクセスが大変不便であります。のり愛くんやタクシーも、外国語やメールに対応しておりません。予約をとることが大変難しい状況があると聞いております。これらの課題解決をどう考えるのか、市長の見解を伺います。

○議長（森 福子君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 美濃市を訪れられますインバウンド、外国の方々に対する課題はどうかということでございますけれども、海外からの観光客の誘致につきましては、県のインバウンド事業、あるいは東海地区外国人観光客誘致促進協議会とタイアップした台湾旅行会社へのツアーの売り込み、あるいは旅行博への参加と。また、アーティスト・イン・レジデンスによります芸術家のロコミ情報、ロンドン、パリ、ニューヨークなどの美濃和紙展による情報発信などによりまして、少しずつ美濃市を知っていただいているのかなあと、こんな思いであります。特に台湾からの観光客につきましては、平成29年度に2,017人の方においていただいています。

こうしたインバウンドの旅行者に対する課題といたしましては、まずは語学の問題が大きいかと思います。2つ目には、公共交通あるいは交通アクセスの問題、3つ目には、宿泊施設の受け入れ体制の課題、あるいは外国語表記の看板の問題、スマホ決済などICTの課題がある、こんなようなものがあるのではなかろうかと思っています。

そこで、外国語などの会話の対応につきましては、市の観光協会におきまして、平成29年度から英会話教室を開催し、今年度からは中国語の会話も毎月1回開催をしているところでございます。また、そういったことで外国語の観光案内ボランティアの育成を図っております。また、商店の方に対しましては、英会話教室への参加や指さし会話集の配付と、こういったものも行っているところでございます。

また、平成27年度には、通信環境といたしまして、うだつの町並みに無料Wi-Fiを設置しておりますし、各店舗に対しましては5万円の設置の補助金制度も設けてございます。

また、英語を表記した案内看板につきましては、美濃市駅や旧名鉄美濃駅、観光ふれあい広場や町なかの駐車場などに設置をしております。

そのほか、英語、中国語、韓国語に対応したパンフレットの作成。のり愛くんは、観光協会や和紙の里会館の職員が、予約方法や利用方法、料金などを説明し、サポートもしております。今後、利用が多くなれば対策を講じていきたいと考えております。

なお、商工会議所におきましては、英語、中国語、韓国語に対応した美濃市観光案内アプ

りも作成していただいておりますので、これらの普及にも努めているところでございます。

さらに、ことしにつきましては、和紙の里会館に展示物の英語表記と、こんな表示も進めております。

今後も、いろいろな課題の解決に向けまして、一步ずつ着実に進めていきたいと考えております。観光事業関係者の方を初め、市民の皆様にもおもてなしの精神で取り組んでいただけるようお願いをしまいたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

本当に宿泊施設がいよいよいろんな形でできてきて、今までの観光客とまた全然違う形の、インバウンドを含めた富裕層の方だとか、そういう方たちが美濃市を訪れる形になってくると思います。やっぱり受け入れ体制の中でも、おもてなしが一番大事なところというのは、もう市長ももちろん御存じのところだと思うんですが、やっぱりそれ以外のハード・ソフトの面で、行政としてやるべきところをしっかりと意見を聞きながら進めていっていただいて、観光として訪れた方々がもう一度また美濃に遊びに来たいというようなリピーターが一人でもふやせるような、そんなような形で一緒になって進んでいきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

I C T教育について、教育長に伺います。

2013年、世界最先端 I T 国家創造宣言という難しい名前なんですが、これにおいて、国民が I C Tを通して豊かな生活を送れるよう、国民全体の I C Tリテラシー向上を目指すことが決定をされました。それにあわせて、教育の現場においても高度な I C T人材の育成に力を入れることが決まり、小学校から大学まで全国の教育機関で I C T導入が進められています。特にこの I C T教育の目玉とされるのはタブレット端末でありまして、2020年までには全ての学校で1人1台導入される可能性があると言われております。

この I C T教育の目的といいますのは、情報端末を教師と生徒のコミュニケーションとして活用して、教育の質を高めるということにあり、教師と生徒のやりとりが双方向で、生徒同士が話し合い、共有し合うことに重きを置いているのが特徴です。いわゆるアクティブ・ラーニングと呼ばれるものでありまして、I C Tを導入することによって、効果的な、効率的な情報交換ができ、高い教育的効果が得られることが期待をされています。

時代の変化に伴って、今の子供たちが社会に出るころには、ほとんどの仕事でこの I C Tが必須になっているでしょう。そのため、I C Tを使った教育環境をつくり、I C Tについて考えるという機会を提供することは重要であり、そのような教育環境で育つからこそ、習得した知識を活用できるようになるのではと思います。将来的に子供たちが日本の教育を受けてよかったと思えるような環境にするためにも、この I C T導入は必要なものと考えます。

そこで、質問の1つ目です。

現在、小・中学校でのデジタル機器の配置状況並びに今後のICT教育に関する環境整備についてどのようなか、よろしく願いをいたします。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 古田議員の御質問、デジタル機器の配置状況と今後のICT教育にかかわる環境整備についてお答えをいたします。

本年3月1日現在、市内小・中学校に配置されております教育用コンピューターは353台、実物投影機は41台、プロジェクターは49台、デジタルテレビは22台、そのうち9台は電子黒板の機能を兼ね備えております。

これからの社会におきましては、ICTを活用することは非常に重要になってくると強く感じておりますので、小・中学校において効果的な学習ができるよう、環境整備に努めたいと思っております。

なお、ICTを用いた学習方法、デジタル教材やデジタル教科書の有効活用等を研究し、児童・生徒の主体的な教育活動をどのように高めていくか、また情報機器を取り扱う技能をどのように向上させていくのかを十分に検討してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

次に、ちょっとプログラミング教育についてお伺いしたいと思います。

文部科学省が、2020年から小学校におけるコンピューターのプログラミング教育を必修化する方針であります。この方針は、政府の産業競争力会議で示された新成長戦略にも盛り込まれました。

そこで、質問の2つ目であります。

小学校におけるプログラミング教育の考え方はどのようなか。また、このプログラミング教育については、さらに高度な知識やスキルが必要とされます。研修制度の確立と研修時間の確保など、教職員のスキルアップも含め、今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（森 福子君） 教育長 樋口宜直君。

○教育長（樋口宜直君） 2つ目の御質問、プログラミング教育への考え方、今後の進め方についてお答えをいたします。

小学校期におけるプログラミング教育を行うに当たり、文部科学省が狙いとしていることは、1つ、プログラミング的思考を育むこと、2つ、プログラムの働きのよさ、情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにするとともに、コンピューター等を上手に活用して、身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、3つ、各教科等での学びをより確実なものにするということです。本市におきましても、この狙いに迫るよう、実践を進めていきます。

今後の進め方につきましては、総合的な学習の時間にプログラミングを位置づけ、児童の興味・関心を高めることを大切にしていきます。これまでもプログラミングは中学校の技術

家庭科の中で行われておりましたが、今回はこれを小学校でも行いますので、よりシンプルで楽しく、興味が持てる体験をさせていくことが必要だと考えております。

また、教員研修も不可欠になってまいります。本年度は、夏季休業中に専門家を講師としてお招きし、実際にドローンを使い、プログラミングの基礎を研修いたします。このドローンは、先日御寄附いただいておりますので、2学期以降、児童・生徒の学習に位置づけ、有効に活用したいと考えております。

今後、さらに教職員の研修を拡充していくとともに、企業や専門的な知識を持った方の御協力をいただきながら、プログラミング教育の充実に努めてまいります。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

要望を1点だけお願いをいたします。

いよいよ小学校でも始まるということですが、小学校の教員は、本当に現状において、授業時間以外にも対応・措置すべき多様な問題を抱えておられます。そこに新たにプログラミング教育のために研修時間を確保しなければならないとすると、その分、子供たちと向き合う時間が失われかねないかなということを心配しております。その点をよく認識していただいて取り組んでいただくことと、もう一点、プログラミング教育の成功に向けて、授業時間、指導人材、教育教材、この3点を確保するために、教育現場のIT化を、ハード面だけでなく、ソフトやコンテンツの面からもぜひ推進していただくことを要望いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたします。

次に、質問の3点目、子供を取り巻くスポーツ環境の充実についてお伺いをいたします。

文部科学省は、学校と地域における子供のスポーツ機会の充実の政策目標として、学校や地域等において全ての子供がスポーツを楽しむことができる環境の整備を図ると述べています。

子供にとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さと規律をとうとぶ態度や克己心を培うなど、人間形成に重要な役割を果たすものの一つであると思っております。

子供の体力については、文部科学省が実施している体力・運動能力調査によると、平成13年から約10年間にわたって、おおむね低下傾向に歯どめがかかってきており、子供の体力向上に関するこれまでの施策は、全体的に効果は出てきていると言っております。しかし、体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると、基礎的運動能力は依然として低い状況にあるということです。

また、近年、積極的にスポーツをする子供とそうでない子供との二極化が顕著に認められることから、運動習慣を身につけていない子供に対する支援の充実等は、引き続き大きな課題となっているのではないかと思います。

このため、子供が積極的にスポーツに取り組む態度を育成することが必要であり、学校の

体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子供が十分に体を動かして、スポーツの楽しさ、意義、価値を実感できることのできる環境の整備を図る必要があると思います。

そこで、質問の1つ目です。

地域における子供のスポーツ機会の場をどのように考えているのか、教育次長に伺います。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） 子供を取り巻くスポーツ環境の充実についての1つ目の質問、地域における子供のスポーツ機会の場についてお答えをいたします。

子供のスポーツ機会の場は、学校における体育の授業や運動部活動のほか、地域における総合型スポーツクラブやスポーツ少年団、民間のスポーツクラブ活動などが上げられます。

議員御質問の美濃市での地域におけるスポーツ機会の場については、小学生を中心に活動を行っているスポーツ少年団がその中心的な役割を果たしております。

スポーツ少年団は、スポーツを通じて子供たちの心と体を養い、子供たちに魅力あるスポーツ環境を提供する場として、美濃市では昭和43年に設立され、現在は野球やサッカーなど9種目12団体に約300名の子供たちが加入しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

そうなんです、スポーツ少年団が主に活動の場になっているということなんです。

こうやって地域の中で活動を子供たちがするという事は、大変すばらしいことなんです、現在のスポーツ少年団の状況を少しお話ししますと、小学生・中学生ともに加入率はかなり減少しております。また、現在活動している団体の幾つかは、団員数が少なく、要はチームとしてのプレーができないんですね。ということは、もう試合にも出られないと。また、ある団は、現在、低学年の入団者が一人もいないということで、もう今後数年でこの団自体がなくなってしまうという不安の声があります。一度スポーツ少年団という団がなくなると、次に立ち上げるというのは本当に大変なことでありますので、ここを大変危惧しております。

そこで質問の2つ目ですが、このスポーツ少年団の加入率の推移と団員確保につながる取り組みはどのように考えてみえるのか、お伺いをいたします。

○議長（森 福子君） 教育次長 澤村浩君。

○教育次長（澤村 浩君） スポーツ少年団の加入率の推移と団員確保につながる取り組みについてお答えをいたします。

美濃市におけますスポーツ少年団の加入率は、小学校児童のみを対象とした数値ではございますが、平成20年度が35.6%、平成29年度が23.9%と減少傾向にあります。背景には、近年、積極的にスポーツをする子供とそうでない子供の二極化が顕著に認められることや、スポーツ少年団以外の民間スポーツクラブの設置など、子供を取り巻くスポーツ環境が多様化していること、子供のスポーツ活動に対する保護者の意識の変化などが影響していると考え

られます。

参考までに、スポーツ少年団に加入している種目、団体、団員数の推移を見てみますと、昭和63年度には7種目22団体、約700名余りが加入しておりましたが、平成29年度では9種目12団体、約300名余りとなっております。この30年でミニバスケットボールなどの新しい種目はふえたものの、野球や剣道など地区ごとにあった団体は、統廃合され、約半分となり、団員数も約4割まで減少するなど、加入率同様、減少傾向にあります。

団員確保につながる取り組みにつきましては、各団体において個別に勧誘活動を行うなど、団体独自に工夫を凝らして団員確保を図っております。市といたしましても、スポーツ少年団本部が主催する研修会等を支援し、指導者の養成や資質の向上を図っていくとともに、スポーツ少年団を多くの子供たちに知ってもらい、興味を持ってもらえるよう、体験入団などの取り組みを支援してまいりたいと思います。

いずれにしても、美濃市における子供を取り巻くスポーツ環境の充実を図るためには、その中心的な役割を担っているスポーツ少年団活動の活性化は重要であります。そのため、まずはスポーツ活動の重要性を保護者の皆様にも御理解いただくとともに、多様化する子供のスポーツ環境に対応していくため、スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体がそれぞれの個性を生かしながら活動できるよう、取り組みを進めてまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

1つ要望でございます。

子供のスポーツ実施には、親の影響、先ほどもありましたが、本当に大きくかかわっています。親に対して子供のスポーツ実施の重要性を啓発すること、また親子で参加してスポーツで体を動かす楽しさを体験してもらえる、そんなようなイベントや講習会を開催してはどうかと思います。

また、スポーツ少年団単位内で、競技種目のみでなく、親も参加できるようなプログラムの導入ですね、こういう事例があります。あるスポーツ少年団で、お母さんが子供を乗せてきます。子供を預けます。お母さんは結局そこで2時間ぐらいつと待っていなきゃいけないんですけど、そこで一つ場所移動して、そこにヨガの教室を公的に開いたということで、そうするとお母さん方が、子供がスポーツをやっている間、バスケをやったりバレーをやったり剣道をやっている間に、希望のあるお母さん方は自分たちでそこでヨガが楽しめたということで、ヨガへ行きたいがために子供をスポーツ少年団に入れたみたいなのも、本当かどうかはわかりませんが、聞いたことがございます。

ですから、そのような形で親も参加できるようなプログラムの導入、親子で参加できるような仕組みづくりをぜひ研究していただいて、スポーツによる青少年の健全育成に取り組んでいただくよう要望いたします。よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。項目として3つ上げましたが、1つ目、2つ目を一緒

に答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

美濃市においては、移住・定住強化策として、現在、行政とNPO法人美濃のすまいづくりが協働で移住・定住情報を広く発信して、移住者・定住者の増加へ結びつけ、地域の活性化を目指すとしてきましたが、これまでの活動と成果について、建設部長に伺います。

1つ目のNPO法人美濃のすまいづくりについての動きですが、このNPO法人、市外からの移住希望者の窓口となって、空き家紹介、また案内、いろいろ行っている団体であります。平成27年6月議会において、この組織の機能強化を図ってはどうかという質問で、国の地方創生先行型予算を活用して専従職員を配置していただきました。この専従職員が今動いているということでございます。これまでの活動や成果はどのようなことかということ。

そして2つ目に、同じく行政側として、移住・定住策の取り組みは、これまでの活動はどのようなものであったか、また成果はどのようなものであったのか。

両方一緒に御答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の1点目、NPO法人美濃のすまいづくりの活動と成果について、それから行政側の活動と成果についてお答えします。

本市としましては、移住・定住策の推進を図るため、平成27年10月からNPO法人美濃のすまいづくりに移住・定住・交流事業を委託しているところです。

本市からの委託により、NPO法人美濃のすまいづくりでは、専従の職員2名で移住・定住の相談、空き家の登録事務、移住・定住の冊子の発行、空き家登録の冊子の発行、空き家セミナー、交流イベントなどの業務をしています。

移住などの相談件数につきましては、平成27年度は91件、28年度は168件、29年度は237件と推移しております。

冊子につきましては、移住希望者向け読本として、美濃のよさを伝え、その魅力を感じ取り移住された方々を紹介した「美濃まち暮らし、さとやま暮らし」を、空き家の持ち主向けとして「空き家利活用のススメ」を発行しています。また、「空き家は困るが役に立つ」と題した空き家の利活用についてのセミナーを開催しております。さらに、産業祭での空き家相談、目の字で行われる美濃まちゼミでの個別相談を実施しています。

これらの活動により、移住実績は、平成27年度で13世帯33人、28年度で7世帯17人、29年度で5世帯12人となっております。

続きまして、行政側の活動と成果についてお答えします。

本市として、主に4つの取り組みを行っております。

1つ目として、名古屋、東京での相談会があります。

平成27年度より地方暮らしやI J UターンをサポートするNPOふるさと回帰支援センターの会員となり、東京での相談会、岐阜県が行う名古屋駅前での相談会や移住者トークショーなどに参加しております。

2つ目として、関市、郡上市とともに平成27年度に設立した3市連携移住定住促進協議会

による活動があります。

東京での全国的な移住相談会であるふるさと回帰フェアへの出展をはじめ、名古屋市内では、大型ショッピングモールでの移住相談会、市担当者と移住者とのトークを交えたセミナーを行い、移住希望者向けには3市をめぐるバスツアーを実施しております。

平成29年度は、優良な空き家をさらに確保するために、空き家募集のチラシ及びポスターを制作し、関市内のショッピングモールにてチラシの配布を行い、空き家の所有者向けのPRに力を入れました。また、フェイスブックとユーチューブを活用したウェブプロモーションを空き家募集と移住・定住促進の両面で行ったところであります。

次に3つ目として、住まいに関連する補助制度があります。

入居者向けとして、結婚新生活支援制度、新婚世帯家賃補助制度、供給者向けとして、賃貸共同住宅等建築奨励制度、優良宅地供給促進補助金制度、美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助制度があり、これらの利用状況については、結婚新生活補助金が2年間で5件、新婚世帯家賃補助金が7年間で110件、賃貸共同住宅等建築奨励金が27年間で31棟316室、優良宅地供給促進補助金が17年間で10件、67区画、美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助金が11年間で10件となっております。

最後に、先ほどもお答えしましたが、NPO法人美濃のすまいづくりとの連携があります。

本市としましては、移住・定住策として以上のような取り組みを行っておりますが、いずれにしましても、移住・定住に活用でき、貸していただける優良な古民家空き家が不足していることが課題となっております。

[5番議員挙手]

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。状況がよくわかりました。

質問の3つ目に移りたいと思います。

外部への情報発信としてさまざまな取り組みを行って、今、若い世代を中心とした移住希望者を外から呼び込むことということは、人口増対策として本当に大切なことであります。同時に、考えなければいけないことは、この市内より市外へ出ていく流出人口の歯どめが必要だということであり、その歯どめとなる施策の一つに、3世代同居・近居世帯支援があります。

そこで、これについて伺いたいと思いますが、まず3世代同居のメリットはどんなことが上げられるかということです。

定住人口の増加やバランスのとれた人口構成の実現と地域社会の活性化を目指す。また、家族がお互いに支え合える住環境が整い、子供を安心して産み、育てられ、時間的にも経済的にも安定した子育てしやすい環境ができ上がる。家族間での見守り、介護などの支え合いも生まれてくる。このように、住環境の整備を支援することはとても重要なことであり、3世代同居・近居支援事業の必要性を感じます。

また、少子化対策にも関連してきます。核家族化が進み、子育ての大変さから少子化が続

いており、子育てしやすい環境の一つとしての選択肢になってきます。

内閣府が平成26年3月にまとめた資料を配付させていただきました。その内容でございますが、家族と地域における子育てに関する意識調査、祖父母と同居を理想とする回答が20.6%、祖父母と近居を理想とする回答が31.8%、合わせて5割強が3世代同居・近居が理想の住まいと考えています。実際に夫婦とそのどちらかの母親との同・別居の状況別に完結出生児数を見ると、親との居住距離が近い夫婦ほど出生する子供数が多くなるという傾向もございます。

また、3世代同居を推し進める理由がほかにもあります。それは空き家対策であります。3世代が1つの住宅に居住することにより、空き家の増加を抑えるという狙いもあります。

このように、3世代同居・近居世帯を推進することは大きな意味を持っていると思いますので、3つ目でございます。

3世代を同居・近居することへの引っ越し費用、またリフォーム費用等の助成等を事業化できないか伺います。

○議長（森 福子君） 建設部長 古川雄太君。

○建設部長（古川雄太君） 御質問の2点目、3世代同居や近居に対する助成制度の事業化についてお答えします。

御指摘のように、内閣府が平成26年度に実施した家族と地域における子育てに関する意識調査では、約80%の方が祖父母の育児や家事への手伝いが望ましいと考えており、3世代同居が理想であると考えての方が20%近くあることは、各世代が他の世代の世話をし、お互いが助け合いながら生活することができるというメリットがあることから理解できます。

また、国の住宅補助制度でも、地域における木造住宅の生産体制の強化、環境負荷の低減、省エネルギーや耐久性にすぐれた木造住宅・建築物の整備を目的とした地域型住宅グリーン化事業制度には、3世代同居対応の住宅建設に補助金の上乗せ制度が設けられていることから、推奨されていることが見受けられます。

本市における住宅施策においても、将来にわたる人口減少速度を少しでも緩やかにし、子育てや介護などの支え合いが可能な住環境を確保するために、3世代の同居または近居は理想的なことであるとは感じておりますが、例えば本市の人口動態では、今から30年前である平成元年は、人口2万6,338人に対し、世帯数が6,635で、1世帯当たり平均で3.96人が見えました。しかし、平成27年の国勢調査では、人口2万760人に対し、世帯数が7,508で、1世帯当たり平均で2.76人に低下しており、世帯分離、核家族化が進んでいるものと考えられます。このため、補助金制度の制定による空き家対策の効果、また3世代の同居または近居の増加について、今後研究していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（森 福子君） 5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） ありがとうございます。

要望を述べさせていただいて、終わりたいと思います。

人口減は、本当に待ったなしであります。委託業務を行っているNPO法人美濃のすまいづくりには、先ほどの答弁にもありましたように、貸し出し等をできる物件の調査・登録を積極的に行っていただいて、移住者の受け入れ体制を整えるよう、指導のほうをよろしくお願いをいたします。

また、外部へのPR活動は今のままでいいのか、果たして成果につながっているのかということであります。先ほど古田豊議員の質問の答弁にもありましたが、いろんな住宅に対する補助制度があります。今、数値をいただいた中で、例えば優良宅地供給促進補助金、17年間で10件、いわゆる1年間で0.6件ですね。美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助金、11年間で10件、いわゆる年で平均0.9件。現在あるこのような住まいに関する補助制度の利用状況、一度しっかりと精査していただいて、検証していただいて、より効果的な見直しをしていくということが大事なのではないかなあとと思います。その一つとして、今申し上げました3世代同居・近居への助成制度というものも同時に研究して考えていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（森 福子君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

これより議案付託表を配付いたさせます。

〔議案付託表配付〕

○議長（森 福子君） ただいま議題となっている議第40号から議第49号までの10案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は、総務産業建設常任委員会は6月26日午前10時から、民生教育常任委員会は6月27日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから6月27日までの6日間休会いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから6月27日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（森 福子君） 本日はこれをもって散会いたします。

6月28日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後4時02分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月21日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 豊 澤 正 信

署 名 議 員 梅 村 辰 郎

平成30年6月28日

平成30年第3回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成30年 6 月 28 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第40号 平成30年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 議第41号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第42号 美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例について
- 第 5 議第43号 美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例について
- 第 6 議第44号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 議第45号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第46号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第47号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第48号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第49号 市有財産の無償貸付について

本日の会議に付した事件

第 1 から第11までの各事件

(追加日程)

- 議第51号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第52号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第53号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第54号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員 (1 3 名)

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 豊 澤 正 信 君 | 2 番 | 梅 村 辰 郎 君 |
| 3 番 | 梅 村 栄 一 君 | 4 番 | 永 田 知 子 君 |
| 5 番 | 古 田 秀 文 君 | 6 番 | 岡 部 忠 敏 君 |
| 7 番 | 辻 文 男 君 | 8 番 | 庄 司 義 廣 君 |
| 9 番 | 古 田 豊 君 | 10 番 | 太 田 照 彦 君 |
| 11 番 | 森 福 子 君 | 12 番 | 山 口 育 男 君 |
| 13 番 | 佐 藤 好 夫 君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	篠 田 博 史 君	産 業 振 興 部 長	成 瀬 孝 子 君
建 設 部 長	古 川 雄 太 君	会 計 管 理 者	古 田 和 彦 君
教 育 次 長	澤 村 浩 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事	辻 幸 子 君	総 務 課 長・ 選 管 事 務 局 長	額 額 敬 久 君
秘 書 課 長	西 部 睦 人 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市 原 義 則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石 原 まさる
議会事務局書記	平 田 純 也		

開議の宣告

○議長（森 福子君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（森 福子君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 福子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3番 梅村栄一君、4番 永田知子君の両君を指名いたします。

第2 議第40号から第11 議第49号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 日程第2、議第40号から日程第11、議第49号までの10案件を一括して議題といたします。

これら10案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎君。

○総務産業建設常任委員会委員長（梅村辰郎君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月26日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第40号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 美濃市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号 市有財産の無償貸付についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告は終わります。

○議長（森 福子君） 次に、民生教育常任委員会委員長 梅村栄一君。

○民生教育常任委員会委員長（梅村栄一君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る6月27日午前10時から、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第40号 平成30年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（森 福子君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第40号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第40号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第41号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第42号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第43号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第44号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第44号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第45号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第45号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号の4案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第51号から議第54号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（森 福子君） 議第51号から議第54号までの4案件について、一括して議題といたし

ます。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第51号から議第54号までの4案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま追加でお願いいたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

赤スタンプナンバー3の議案集1ページからごらんください。

人権擁護委員としてお務めをいただいております4名の方の任期が、平成30年9月末日をもって満了となります。

人権擁護委員法第3条に基づきまして人権擁護委員を設置する必要があるため、同法第6条第3項の規定によりまして議会に御意見を伺い、法務大臣に対し推薦をするものでございます。

議第51号の井上司さんは、住所が美濃市蕨生59番地2、年齢は昭和27年7月3日生まれの65歳、平成27年に就任いただいておりますけれども、今回、再任をお願いするものでございます。

議第52号の古田由美子さんは、住所が美濃市極楽寺27番地、年齢は昭和26年2月13日生まれの67歳、平成24年に就任いただいておりますが、今回、再任をお願いするものでございます。

議第53号の松並正樹さんは新たにお願ひする方でございます、住所が美濃市松森1011番地1、年齢は昭和32年8月6日生まれの60歳、教員として長く勤められ平成30年3月、関市立瀬尻小学校長を最後に退職されております。

議第54号の大石敦子さんは新任でお願いするものでございます。住所が美濃市1877番地、年齢は昭和33年8月1日生まれの59歳、教員として長く美濃市に勤められ、平成26年3月、美濃小学校を最後に退職されました。

今回推薦をさせていただく皆様は、いずれも広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚く、人権擁護委員として最も適任の方々と存じますので、候補者として法務大臣に推薦いたしたく、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（森 福子君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、本日10時22分までに事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

○議長（森 福子君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の4案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の4案件につ
いては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第51号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第51号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に議第52号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第52号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に議第53号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第53号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

次に議第54号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森 福子君） 挙手全員であります。よって、議第54号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（森 福子君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議了
いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、平成30年第3回美濃市議会定例会を閉会
いたします。

閉会 午前10時24分

市長挨拶

○議長（森 福子君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 平成30年第3回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、6月18日午前7時58分に発生いたしました大阪北部地震におきましては、小学4年生の女の子を含め5名の方が亡くなりました。また、400名を超える負傷者の方、住宅被害においては1万棟を超えております。お亡くなりになりました方の御冥福をお祈りするとともに、負傷されました方を初め、被災されました全ての方々にお見舞いを申し上げたいと思います。突然の災害が、いかに多くの方々の日常生活に影響を及ぼすのか、強く実感いたしましたところでございます。一刻も早い復旧・復興がなされ、安全・安心な生活を取り戻されますようお祈りを申し上げます。

さて、今定例会におきましては、平成30年度一般会計補正予算を初めとする15件の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり御議決をいただきました。まことにありがとうございました。適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては十分検討し、行政施策に反映をさせていきたいと思っています。

今後の市政の動向でございますけれども、旧下牧小学校を活用した「みの木工工房F U K U B E」が明日、旧片知小学校を活用した「美濃和紙用具ミュージアムふくべ」が来月オープンいたします。新たな拠点となる施設を活用し、交流人口の増加や地域活性化を図ってまいります。

また、8月5日には郡上市で岐阜県消防操法大会が、9月2日には岐阜県と連携して美濃市総合防災訓練を開催いたします。地震は突然やってきます。減災や縮災につながる行動が重要であります。美濃小学校グラウンドをメイン会場として実施することとしておりますけれども、消防団はもとより関係者の協力を得て、自分の命はみずから守る自助の行動、関係団体による共助の行動並びに公助の行動について、できるだけ実のある方法で訓練を行うこととしております。議員の皆様方を初め、市民、関係者の皆様の参加と御協力をお願い申し上げます。

終わりに当たり、これから本格的な梅雨に加え暑い夏を迎えます。また、体調を崩しやすい時期でもございます。議員各位には健康に十分御留意され、市政進展のためになお一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（森 福子君） 本定例会には、平成30年度一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6 月28日

美濃市議会議長 森 福 子

署 名 議 員 梅 村 栄 一

署 名 議 員 永 田 知 子

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第40号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第43号	美濃市木のものづくり施設の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議第44号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議第49号	市有財産の無償貸付について	原案可決

平成30年6月26日

総務産業建設常任委員会委員長 梅村辰郎

美濃市議会議長 森福子様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第40号	平成30年度美濃市一般会計補正予算（第1号）中、所管部に関する事項	原案可決
議第41号	平成30年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第42号	美濃和紙用具ミュージアムの設置及び管理に関する条例について	原案可決

議 第 4 5 号	美濃市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 4 6 号	美濃市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 4 7 号	美濃市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 4 8 号	美濃市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成30年6月27日

民生教育常任委員会委員長 梅 村 栄 一

美濃市議会議長 森 福 子 様